

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	資料3-1	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画		
I	1	1	I. 男女が互いに理解し合う社会づくり						
			1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革						
			1. 人権尊重の意識づくり						
			人権意識を醸成する啓 発活動の推進	人権週間、男女共同参画 週間等における啓発活動	6月23日～29日の男女共同参画週間にあわせて、 パネル展及び啓発グッズの配布や女性弁護士によ る法律講座・相談等による啓発事業を実施する。	・女性弁護士による法律講座・相談 6/26 ・パネル展 男女共同参画センター 6/23～29 IKODE瓦町 6/20～6/26 ・男女共同参画週間行事等参加者数：1,009人	6月23日～29日の男女共同参画週間にあわせて、 パネル展及び啓発グッズの配布や女性弁護士によ る法律講座・相談等による啓発事業を実施する。	人権・男女共同参画推 進課	
					12月4日～10日の人権週間に男女の人権尊重を始 め、広く人権を尊重する市民意識の普及・高揚を 図るため、広報高松・ケーブルTV・ホームペー ジ・立看板・懸垂幕掲示による啓発活動事業を実 施する。 また、男女の人権尊重を始め、広く人権を尊重す る市民意識の普及・高揚を図るため啓発資料 （リーフレット等）を作成し配布する。	12月4日～10日の人権週間に男女の人権尊重 を始め、広く人権を尊重する市民意識の普及・高 揚を図るため、広報高松・ホームページ・立看 板・懸垂幕掲示による啓発活動事業を実施した。 また、男女の人権尊重を始め、広く人権を尊重す る市民意識の普及・高揚を図るため啓発資料 （リーフレット等）を作成し配布を行った。	12月4日～10日の人権週間に男女の人権尊重を始 め、広く人権を尊重する市民意識の普及・高揚を 図るため、広報高松・ホームページ・立看板・懸 垂幕掲示による啓発活動事業を実施する。 また、男女の人権尊重を始め、広く人権を尊重す る市民意識の普及・高揚を図るため啓発資料 （リーフレット等）を作成し配布する。	人権・男女共同参画推 進課	
					人権週間に合わせて、人権作品展を瓦町FLAGで実 施する。また、広報高松、ホームページ等でも広 報することにより、広く市民に人権意識の普及・ 啓発を図る。	人権作品展 ・12月5日～12月9日（瓦町FLAG市民交流ブラ ザ） 人権作品 386点展示（ポスター145、書写 174、作文52、人権メッセージ（標語）15） 広報高松、ホームページ、X（旧Twitter）による 啓発	人権週間に合わせて、人権作品展を瓦町FLAGで実 施する。また、広報高松、ホームページ等でも広 報することにより、広く市民に人権意識の普及・ 啓発を図る。	人権教育課	
			パートナーシップ宣誓制 度・LGBT啓発に関す る講演会等の実施	・LGBTなど性的少数者であることを理由とする偏 見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む。 （LGBT講演会、LGBT当事者との意見交換会等） ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 の周知、実施	・LGBT講演会 参加者数：47人 ・ポスター掲示、パンフレット配布の継続 ・宣誓件数 R6年度末時点：32件（うち、ファミ リーシップ宣誓1件）	・LGBTなど性的少数者であることを理由とする偏 見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む。 （LGBT講演会、LGBT当事者との意見交換会等） ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 の周知、実施 ・引越しに伴う負担軽減として、自治体間連携 ネットワークへ加入する。	人権・男女共同参画推 進課		
			人権に関する教育・学 習・相談機会の提供	企業等の人事・研修担当 者を対象とした人権・同 和問題指導者研修講座の 開催	企業の中で人権問題についての指導者を養成する ことを目的とした、高松市内中小企業経営者・従 業員等を対象に人権問題啓発講座については、開 催方法を見直す等して実施する。日程については 未定。	企業の中で人権問題についての指導者を養成する ことを目的とした、高松市内中小企業経営者・従 業員等を対象に人権問題啓発講座については、 Webにより実施した。	企業の中で人権問題についての指導者を養成する ことを目的とした、高松市内中小企業経営者・従 業員等を対象に人権問題啓発講座については、開 催方法を見直す等して実施する。日程については 未定。	人権・男女共同参画推 進課	
				人権教育市民講座、PT A会員を対象とした人権 教育の研修会の開催	・コミュニティセンター等において、市民を対象 に、学習資料を使った講話や視聴覚教材を活用し た人権教育市民講座を開催する。 ・市立こども園・幼稚園、小・中学校、高松第一 高等学校の単位PTA会員や保護者等を対象に人権 に関する講演会等を開催する。	・人権教育市民講座 52センター等で開催（769人参加） ・人権教育研修会 18幼稚園、10こども園、45小学校、22中学校、 1高校で開催（22,185人参加）	・コミュニティセンター等において、市民を対象 に、啓発資料による講話や視聴覚教材を活用した 人権教育市民講座を開催する。 ・市立こども園・幼稚園、小・中・高校の単位 PTA会員や保護者を対象に人権教育研修会を開催 する。	人権教育課	
			人権に関する教育・学 習・相談機会の提供	セミナー等による啓発事 業の実施	男女共同参画に対する理解を深めるため、男女共 同参画センターにおいて、各種セミナー・講座を 実施する。	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に 関する各種セミナー・講座を開催した。 学習研修事業 ・高松いきいき参画・まちづくり講座 5回 ・参画出前講座 10回 など	男女共同参画に対する理解を深めるため、男女共 同参画センターにおいて、各種セミナー・講座を 実施する。	人権・男女共同参画推 進課	
				相談事業の実施	男女共同参画センターにおいて「女性こころの相 談」「女性のための就労相談」を行う。また、職 員の資質向上とレベルアップ及びケースカンファ レスの強化を図るため、「スーパービジョン」を 実施する。	女性こころの相談件数：529件 女性のための就労相談件数：334件 スーパービジョン（相談員のスキルアップのため の研修）の実施	男女共同参画センターにおいて「女性こころの相 談」「女性のための就労相談」を行う。また、職 員の資質向上とレベルアップ及びケースカンファ レスの強化を図るため、「スーパービジョン」を 実施する。	人権・男女共同参画推 進課	

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
I	1	2	2. 男女共同参画の意識づくり					
			男女共同参画に関する 広報・啓発活動の推進	男女共同参画週間等にお ける広報・啓発活動	【人権・男女共同参画推進課】 男女共同参画週間や市民との協働による男女共同 参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実 施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行 う。 ・男女共同参画週間事業 ・男女共同参画市民フェスティバル 【広聴広報・シティプロモーション課】 ・男女共同参画週間等に広報高松など各種広報 ツールを活用して男女共同参画に関する記事を掲 載し、周知啓発に努める。	【人権・男女共同参画推進課】 ・男女共同参画週間事業（6/23～29） （女性弁護士による法律講座・相談、パネル 展） ・男女共同参画市民フェスティバル（11/17～ 12/1） （講演会、映画、ワークショップ、パネル展） 【広聴広報・シティプロモーション課】 ・男女共同参画週間にあわせ、広報高松6月号に 男女共同参画週間事業に関するイベントの募集を 掲載したほか、広報高松9月号では、LGBT講演 会、10月号では、女性活躍企業等募集、11月号で は、2024高松市男女共同参画市民フェスティバル の開催に関する記事を掲載した。	【人権・男女共同参画推進課】 男女共同参画週間や市民との協働による男女共同 参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実 施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行 う。 ・男女共同参画週間事業 ・男女共同参画市民フェスティバル 【広聴広報・シティプロモーション課】 ・男女共同参画週間等に広報高松など各種広報 ツールを活用して男女共同参画に関する記事を掲 載し、周知啓発に努める。	人権・男女共同参画推 進課 広聴広報・シティプロ モーション課
			男女共同参画に関する 学習機会の提供	子どもの頃からの男女共 同参画の学習機会の充実	男女共同参画センターにおいて、子ども向けの男 女共同参画に関するセミナーを実施する。	男女共同参画センターにおいて、子ども向けの男 女共同参画に関するセミナーを実施した。 ・親子で楽しい”さんかく”講座「親子で体験!! 防災食ってどんな味？」	男女共同参画センターにおいて、子ども向けの男 女共同参画に関するセミナーを実施する。	人権・男女共同参画推 進課
				男女共同参画週間事業の 開催	・6月23日～29日の男女共同参画週間にあわせ て、パネル展及び啓発グッズの配布や女性弁護士 による法律講座・相談等啓発事業を実施する。	・男女共同参画週間事業（6/23～29） （女性弁護士による法律講座・相談、パネル 展）	・6月23日～29日の男女共同参画週間にあわせ て、パネル展及び啓発グッズの配布や女性弁護士 による法律講座・相談等啓発事業を実施する。	人権・男女共同参画推 進課
				男女共同参画センターに おける学習研修事業（ま ちづくりセミナー等）の 実施	男女共同参画に対する理解を深めるため、男女共 同参画センターにおいて、各種セミナー・講座を 実施する。 学習研修事業（全60回） ・だれもがいきいき参画・まちづくり講座 ・参画出前講座 ・人生100年時代の生き方講座 ほか	学習研修事業（全60回） ・高松いきいき参画・まちづくり講座 5回 ・参画出前講座 10回 ・人生100年時代の生き方講座 1回 ほか	男女共同参画に対する理解を深めるため、男女共 同参画センターにおいて、各種セミナー・講座を 実施する。 学習研修事業（全58回） ・高松いきいき参画・まちづくり講座 ・参画出前講座 ・人生100年時代の生き方講座 ほか	人権・男女共同参画推 進課
				男女共同参画市民フェス ティバルの開催	男女共同参画に関する意識啓発を推進し、幅広く 市民に啓発を図るため、男女共同参画市民フェス ティバルを実施する。	男女共同参画市民フェスティバル （講演会、映画、ワークショップ、パネル展） 参加者 1,610人	男女共同参画に関する意識啓発を推進し、幅広く 市民に啓発を図るため、男女共同参画市民フェス ティバルを実施する。	人権・男女共同参画推 進課
			市職員への男女共同参 画意識の浸透	男女共同参画研修の実施	人事課が行う新規採用職員等に対して行う、一般 研修の機会を捉え、職員の男女共同参画意識の定 着を図る。	人事課が行う新規採用職員等に対して行う、一般 研修の機会を捉え、職員の男女共同参画意識の定 着を図った。	人事課が行う新規採用職員等に対して行う、一般 研修の機会を捉え、職員の男女共同参画意識の定 着を図る。	人権・男女共同参画推 進課
					職員を対象とした一般研修の機会を捉え、職員の 男女共同参画意識の定着を図る。	新規採用職員第Ⅰ部研修 69人受講 一般職員第Ⅰ部研修 76人受講	職員を対象とした一般研修の機会を捉え、職員の 男女共同参画意識の定着を図る。	人事課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
I	1	3	3. メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進					
			男女共同参画の視点に 立った表現の促進	広報・啓発活動	【人権・男女共同参画推進課】 メディア・リテラシーに関することや男女共同参 画に視点を置いた講座・研修を実施する。 ・男女共同参画啓発事業 ・男女共同参画センター講座、セミナー ・男女共同参画市民フェスティバル 【広聴広報・シティプロモーション課】 ・市の広報紙等の発行時に、男女共同参画の視点 に立った表現を用いるよう機会に応じて対応す る。 国において作成している公的広報の手引きを活用 する等男女共同参画の視点に立った表現を推進す る。 ・市の広報紙等の発行時に、男女共同参画の視点 に立った表現を用いるよう機会に応じて対応す る。	【人権・男女共同参画推進課】 メディア・リテラシーに関することや男女共同参 画に視点を置いた講座・研修を実施し、啓発を 図った。 ・男女共同参画啓発事業 ・男女共同参画センター講座、セミナー ・男女共同参画市民フェスティバル 【広聴広報・シティプロモーション課】 ・市の広報紙等の発行時に、男女共同参画の視点 に立った表現を用いるよう努めた。 国において作成している公的広報の手引きを活用 する等男女共同参画の視点に立った表現を推進し た。 ・市の広報紙等の発行時に、男女共同参画の視点 に立った表現を用いるよう努めた。 ・市の広報紙等の発行時に、男女共同参画の視点 に立った表現を用いるよう努めた。	【人権・男女共同参画推進課】 メディア・リテラシーに関することや男女共同参 画に視点を置いた講座・研修を実施する。 ・男女共同参画啓発事業 ・男女共同参画センター講座、セミナー ・男女共同参画市民フェスティバル 【広聴広報・シティプロモーション課】 ・市の広報紙等の発行時に、男女共同参画の視点 に立った表現を用いるよう機会に応じて対応す る。 国において作成している公的広報の手引きを活用 する等男女共同参画の視点に立った表現を推進す る。	人権・男女共同参画推 進課 広聴広報・シティプロ モーション課
				市の広報・出版物等にお ける男女共同参画の視点 に立った表現の推進	・市の広報紙等の発行時に、男女共同参画の視点 に立った表現を用いるよう機会に応じて対応す る。	・市の広報紙等の発行時に、男女共同参画の視点 に立った表現を用いるよう努めた。	・市の広報紙等の発行時に、男女共同参画の視点 に立った表現を用いるよう機会に応じて対応す る。	人権・男女共同参画推 進課 広聴広報・シティプロ モーション課
			メディア・リテラシー の向上	広報・啓発活動	メディア・リテラシーに関することや男女共同参 画に視点を置いた講座・研修を実施する。 ・男女共同参画啓発事業 ・男女共同参画センター講座、セミナー ・男女共同参画市民フェスティバル	メディア・リテラシーに関することや男女共同参 画に視点を置いた講座・研修を実施し、啓発を 図った。 ・男女共同参画啓発事業 ・男女共同参画センター講座、セミナー ・男女共同参画市民フェスティバル	メディア・リテラシーに関することや男女共同参 画に視点を置いた講座・研修を実施する。 ・男女共同参画啓発事業 ・男女共同参画センター講座、セミナー ・男女共同参画市民フェスティバル	人権・男女共同参画推 進課
I	2	1	2. 多様な選択を可能にする教育・学習の充実					
			1. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実					
			教育関係者の男女共同 参画に関する正確な理 解の促進	教職員・保育関係者等 に対する研修の実施	【こども保育教育課】 様々な研修会等に参加して学んだことを、職場内 研修会で互いに伝え合い、職員全員が男女参画に 関する意識と実践の高揚を図る。 【学校教育課】【人権教育課】 市立こども園、幼稚園、小・中学校、高松第一高 等学校から要請のある要請訪問での講話や人権・ 同和教育主任研修会などにおいて、男女の人権尊 重や多様な性のあり方に関する内容を盛り込んだ 研修を実施する。	【こども保育教育課】 様々な研修会等に参加して学んだことを、職場内 研修会で互いに伝え合うことにより、新しいこと を知り、意識を深めることができた。 【学校教育課】【人権教育課】 ・人権教育教職員研修会 大島青松園での現地研修 市立こども園、幼稚園、小・中及び市民会議 会員（120人参加） ・放課後ちよいスクール 市総合教育センターよりオンラインにて開催 市立こども園、幼稚園、小・中から参加	【こども保育教育課】 様々な研修会等に参加して学んだことを、職場内 研修会で互いに伝え合い、職員全員が男女参画に 関する意識と実践の高揚を図る。 【学校教育課】【人権教育課】 市立こども園、幼稚園、小・中学校から要請のあ る要請訪問での講話などにおいて、男女の人権尊 重や多様な性のあり方に関する内容を盛り込んだ 研修を実施する。	こども保育教育課 学校教育課 人権教育課
				人権教育教員研修会の実 施				
学校教育等の充実	人権尊重・男女平等意識 の育成を意識した教育・ 保育の推進	どの保育施設においても、子どもたちが性別に関 わりなく、かけがえのない存在として、豊かな人 間性を育むことができるよう、ジェンダーの視点 に立ち、一人一人の人権を大切にできるような保 育を行う。	一人一人の人格が尊重される集団でこそ、子ども の能力や個性が発揮されることを踏まえ、一人一 人が人間を尊重する気持ちを持てるような、差別 を生まない人間関係づくりに努めた。また、全 ての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に 富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を 尊重し合える人間として、また異なった文化を持 った人達と共生できる人間として自立できるよう ジェンダーの視点に立ち、人権を大切にできるよ うな保育を行った。	どの保育施設においても、子どもたちが性別に関 わりなく、かけがえのない存在として、豊かな人 間性を育むことができるよう、ジェンダーの視点 に立ち、一人一人の人権を大切にできるような保 育を行う。	こども保育教育課			
		教師が全教育活動を通して、人権尊重・男女平等 教育が展開されるよう内容を検討し、各教科等の ねらいを達成する過程で、人権尊重・男女平等教 育推進の視点から関わる内容を取り上げ、一層の 充実を図る。	各校において、年間指導計画の見直しを図り、各 教科等のねらいを達成する過程で、男女平等教 育推進の視点に関わる内容を取り上げ、指導を行 った。	教師が全教育活動を通して、人権尊重・男女平等 教育が展開されるよう内容を検討し、各教科等の ねらいを達成する過程で、人権尊重・男女平等教 育推進の視点から関わる内容を取り上げ、一層の 充実を図る。	学校教育課			

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
I	2	1	学校教育等の充実	人権尊重・男女平等意識の育成を意識した教育・保育の推進	全教育活動を通して、学年の発達段階に応じた男女平等意識が育成されるように、指導計画作成段階から継続的に考え、教育活動を行う。特に、総合的な学習の時間や道徳、学級活動の時間には、男女平等等の視点をねらいや目標として、研修を計画的に行う。	全教育活動を通して、学年の発達段階に応じた男女平等意識が育成されるように、指導計画作成段階から継続的に考え、教育活動を行った。特に、道徳や学級活動の時間には、男女平等等の視点をねらいや目標として、研修を計画的に行った。	全教育活動を通して、学年の発達段階に応じた男女平等意識が育成されるように、指導計画作成段階から継続的に考え、教育活動を行う。特に、総合的な学習の時間や道徳、学級活動の時間には、男女平等等の視点をねらいや目標として、研修を計画的に行う。	人権教育課
			社会教育の推進	コミュニティセンター等における男女共同参画に関する講座の開催	男女平等社会の実現を図るため、コミュニティセンター等に出向き、女性問題の解決や男女差別意識の払拭について共に考える機会として、出前講座を実施する。	男女平等社会の実現を図るため、コミュニティセンター等に出向き、女性問題の解決や男女差別意識の払拭について共に考える機会として、出前講座を実施した。 参画出前講座：10回	男女平等社会の実現を図るため、コミュニティセンター等に出向き、女性問題の解決や男女差別意識の払拭について共に考える機会として、出前講座を実施する。	人権・男女共同参画推進課
					コミュニティセンターにおいて、男女共同参画活動を促進するための講座を開催する。 52コミュニティセンター	コミュニティセンターにおいて、男女共同参画活動を促進するための講座を開催した。 52コミュニティセンター（239回開催）	コミュニティセンターにおいて、男女共同参画活動を促進するための講座を開催する。	生涯学習課生涯学習センター
				生涯学習推進員を対象とした研修の実施	生涯学習推進員を対象とした研修を開催し、講座を企画・開設するコミュニティセンター職員のスキルアップを図る研修を行う。（11回開催予定）	生涯学習推進員を対象とした研修を開催し、講座を企画・開設するコミュニティセンター職員のスキルアップを図る研修を行った。（14回開催）	生涯学習推進員を対象とした研修を開催し、講座を企画・開設するコミュニティセンター職員のスキルアップを図る研修を行う。（11回開催予定）	生涯学習課生涯学習センター
I	2	2	2. 多様な選択を可能にするキャリア教育等の推進					
			キャリア教育・進路指導の充実	キャリア教育・進路指導の実施 職業意識の形成	子どもたちがしっかりした勤労観、職業観を形成し、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性を最大限に発揮しながら、社会的・職業的に自立していくために必要な資質や能力を育てるキャリア教育の充実を図る。	各学校が行う特別活動や総合的な学習等の授業研究に対して、学校の要請を受け指導を行う中で、キャリア教育の重要性についても講話等を行った。また、市立中学校では訪問型職場体験学習や、ゲストティーチャーを学校に招いての学習などを実施した。	子どもたちがしっかりした勤労観、職業観を形成し、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性を最大限に発揮しながら、社会的・職業的に自立していくために必要な資質や能力を育てるキャリア教育の充実を図る。	学校教育課
			生涯学習・能力開発の推進	生涯学習センター、コミュニティセンターにおける多様な講座の開催	生涯学習センター及びコミュニティセンターにおいて、生涯学習・能力開発のための学習機会を提供するため、多様な講座を開催する。 （5, 127回開催予定）	生涯学習センター及びコミュニティセンターの講座として、現代的課題に関する講座を始め、多様な講座を開催して、生涯学習の学習機会を提供した。 （5, 040回開催）	生涯学習センター及びコミュニティセンターにおいて、生涯学習・能力開発のための学習機会を提供するため、多様な講座を開催する。 （5, 247回開催予定）	生涯学習課生涯学習センター
I	2	3	3. 次代を担う理工系女性人材の育成					
			理工系教育の充実	スーパー・サイエンス・ハイスクール事業の実施	女性研究者・技術者を積極的に招へいし、理系分野で活躍できる女子生徒を育成するためのプログラムを開発・実践する。 ・若手女性研究者によるセミナー（6/13）	女性研究者・技術者を積極的に招へいし、理系分野で活躍できる女子生徒を育成するためのプログラムを開発・実践する。 ・若手女性研究者によるセミナー（6/13、12/16）	女性研究者・技術者を積極的に招へいし、理系分野で活躍できる女子生徒を育成するためのプログラムを開発・実践する。	高松第一高等学校
学習体験事業の実施	当館の科学イベントをはじめ、香川高専などによる科学体験教室を実施する。	当館職員による科学イベントをはじめ、香川高専や香川大学、高松北高理学部による科学体験教室の開催など、多種多様なプログラムを実施し、科学や理科への関心を高めた。		当館の科学イベントをはじめ、香川高専などによる科学体験教室を実施する。	こども未来館			

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課	
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画		
I	3	1	3. 国際的視点に立った男女共同参画の推進						
			1. 国際交流・協力における男女共同参画の推進						
			男女共同参画の視点に 立った国際交流、平和 活動の推進	姉妹・友好都市交流の実 施	・セント・ピーターズバーグ市（アメリカ）、 トゥール市（フランス）、南昌市（中国）、基隆 市（台湾）と、親善研修生の派遣及び受入等の支 援事業を通じて、友好親善を図る。 ・姉妹・友好都市等を広く市民に周知することを 目的に、パネル展、イベント等を実施する。	・セント・ピーターズバーグ市（アメリカ）、南 昌市（中国）の間では、親善研修生の相互派遣 を実施することができた。トゥール市との親善研 修生の相互派遣については、トゥール市の意向に より、令和6年度は中止し、令和7年度から隔年 で開催とすることとなった。基隆市の間では、 両市内の小学5年生が英語を使ってオンラインで 交流を行い、児童が外国人や異文化に興味を持つ きっかけづくりとなった。 ・姉妹・友好都市等を広く市民に周知することを 目的に、パネル展、イベント等を開催した。	・セント・ピーターズバーグ市（アメリカ）、基 隆市（台湾）と、親善研修生の派遣及び受入等の 支援事業を通じて、友好親善を図る。 ・姉妹・友好都市等を広く市民に周知することを 目的に、パネル展、イベント等を実施する。 ・高松市・南昌市友好都市提携35周年記念事業を 実施する。	観光交流課都市交流室	
				民間国際交流活動への支 援	（公財）高松市国際交流協会への助成を通じて、 市内の国際交流団体が自主的に企画、実施する国 際交流事業を支援する。	（公財）高松市国際交流協会への助成を通じて、 市内の国際交流団体が自主的に企画、実施する国 際交流事業を支援した。事業費助成：4件	（公財）高松市国際交流協会への助成を通じて、 市内の国際交流団体が自主的に企画、実施する国 際交流事業を支援する。	観光交流課都市交流室	
				平和啓発の推進	平和啓発のための講演会等を開催する。 ・平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭 （5/11） ・高松市戦争遺品展（7/12～7/18） ・教職員のための平和教育講演会（7/31）	平和啓発のための講演会等を開催した。 ・平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭 （5/11） 参加者数：100人 ・高松市戦争遺品展（7/12～7/18） 参加者数： 3,430人 ・教職員のための平和教育講演会（7/31） 参加 者数：17人	平和啓発のための講演会等を開催する。 ・平和を語るつどい・憲法記念平和映画祭 （5/10） ・高松市戦争遺品展（7/12～7/18） ・教職員のための平和教育講演会（7/31）	人権・男女共同参画推 進課	
多文化共生社会の実現	多言語による生活情報等 の提供	英語、中国語の専門性を持つ職員を配置し、姉 妹・友好都市を始めとする海外諸都市との連絡調 整や通訳支援のほか、行政情報等の翻訳支援を行 う。	英語、中国語の専門性を持つ職員を配置し、姉 妹・友好都市を始めとする海外諸都市との連絡調 整や通訳支援のほか、行政情報等の翻訳支援を行 った。 通訳・翻訳：273件	英語、中国語の専門性を持つ職員を配置し、姉 妹・友好都市を始めとする海外諸都市との連絡調 整や通訳支援のほか、行政情報等の翻訳支援を行 う。	観光交流課都市交流室				
II. 男女が共に活躍する社会づくり									
II	4	1	4. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大						
			1. あらゆる分野への女性の参画の推進						
			市の審議会等への女性の 登用推進	市の審議会等における女 性委員の登用推進	令和8年度までに、審議会等における女性委員の 割合を44%以上に目標を定めており、「高松市に おける審議会等委員への女性の登用推進の指針」 に基づき、数値目標に向けて積極的な登用に努め る。	令和6年度末では、審議会等委員における女性委 員の割合が、39.9%となった。	令和8年度までに、審議会等における女性委員の 割合を44%以上に目標を定めており、「高松市に おける審議会等委員への女性の登用推進の指針」 に基づき、数値目標に向けて積極的な登用に努め る。	人権・男女共同参画推 進課	
				市女性職員の職域拡大 と登用拡大	市女性職員の管理職への 登用推進	市女性職員の管理職への登用を推進し、女性職員 の管理職全体に対する割合を高める。	令和6年4月1日の女性管理職員の割合は25.5%と なり、前年から0.8ポイント上昇した。	市女性職員の管理職への登用を推進し、女性職員 の管理職全体に対する割合を高める。	人事課
				企業等における女性の 方針決定過程への参画 拡大の働きかけ	企業に対する広報・啓発 活動	【人権・男女共同参画推進課】【産業振興課】 企業等に出向き、男女共同参画についての広報・ 啓発活動を行う機会として、出前講座を実施す る。また、産業振興課とも連携を取りながら広 報・啓発活動に取り組む。	【人権・男女共同参画推進課】【産業振興課】 産業振興課と連携しながら企業等に出向き、男女 共同参画についての広報・啓発活動を行う機会と して、出前講座を実施した。 ハラスメントについて3回、アンガーマネジメン トについて1回	【人権・男女共同参画推進課】【産業振興課】 産業振興課と連携しながら企業等に出向き、男女 共同参画についての広報・啓発活動を行う機会と して、出前講座を実施する。また、産業振興課と も連携を取りながら広報・啓発活動に取り組む。	人権・男女共同参画推 進課 産業振興課
農業・水産業等における 女性の参画拡大	農業委員会における女性 の登用推進	【農林水産課】【農業委員会事務局】 農業委員の次期改選に向け、地域農業再生協議会 に女性登用を働きかけるとともに、農業団体等の 役員改選の機会を捉えて、女性登用を促進する。	【農林水産課】【農業委員会事務局】 農業委員の次期改選に向け、地域農業再生協議会 に女性登用を働きかけるとともに、農業団体等の 役員改選の機会を捉えて、女性登用を促進した。努 めたが、女性の登用数の増加には至らなかった。 （農業委員の次回改選は、令和8年度）	【農林水産課】【農業委員会事務局】 農業委員の次期改選に向け、地域農業再生協議会 に女性登用を働きかけるとともに、農業団体等の 役員改選の機会を捉えて、女性登用を促進する。	農林水産課 農業委員会事務局				
	家族経営協定の締結促進	【農林水産課】【農業委員会事務局】 女性農業者の確保・育成と活躍の推進を図るた め、東讃農業改良普及センターと連携し、家族経 営協定の締結に向け、認定農業者等への働きかけ を行う。	【農林水産課】【農業委員会事務局】 家族経営協定の締結促進に努めたが、新たな締結 はなかった。	【農林水産課】【農業委員会事務局】 女性農業者の確保・育成と活躍の推進を図るた め、東讃農業改良普及センターと連携し、家族経 営協定の締結に向け、認定農業者等への働きかけ を行う。	農林水産課 農業委員会事務局				

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			令和6年度		令和7年度	担当課
基本目標	主要プラン	施策の方向性	施策	主な取組	事業計画	事業実績
II	4	2	2. 人材の育成			
			女性の人材育成のための学習機会の充実	市女性職員に対するエンパワー研修の実施 キャリア形成に向けたセミナー等の開催	「女性職員エンパワー研修」の実施により、職場改善に必要な問題解決力や、組織をまとめるリーダーシップの発揮の方法について学ぶとともに、女性職員の意識改革を図る。 キャリア形成等、人材育成の機会として、セミナー等を開催する。	「女性職員エンパワー研修」を開催、19人が受講 男女共同参画センターにおいて女性のための就労支援講座を実施した。9回（参加者数：27人） キャリア形成等、人材育成の機会として、講座・セミナーを開催する。
II	5	1	5. 働く場における女性の活躍推進			
			1. 企業等における女性の活躍推進			
			労働関係法令の周知	「たかまつ労政だより」の発行等による広報・啓発活動	国、県等の関係機関から提供された関係情報については、「たかまつ労政だより」（年5回程度発行）に随時掲載し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページにも内容を掲載する。	労働関係法令の改正や各種支援情報を、年6回発行した「たかまつ労政だより」に掲載し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページへ公開することで啓発活動を行った。
			職場における男女共同参画の促進	女性の能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）についての情報提供	【人権・男女共同参画推進課】【産業振興課】女性問題の解決や男女差別意識の払拭などについて共に考える機会として、企業等に出向いての出前講座や企業の経営者や管理職向けのセミナーを実施する。また、産業振興課と連携を取りながら、事業の推進を図る。	【人権・男女共同参画推進課】【産業振興課】産業振興課と連携し女性問題の解決や男女差別意識の払拭などについて共に考える機会として、企業等に出向いての出前講座や企業の経営者や管理職向けのセミナーを実施する。また、産業振興課と連携を取りながら、事業の推進を図る。
			企業における女性の活躍状況等の「見える化」の促進	女性の活躍推進等に向けて優れた取組を行う企業の認定・表彰	女性の育成や登用、また職場環境の改善等、女性の活躍に積極的に取り組んでいる中小企業等について、女性活躍推進に関する取組状況を「見える化」することにより、市内における女性活躍の加速化を図るため、引き続き、企業認定を行う。	女性活躍に取り組む企業等を認定（表彰）した。 ・認定企業 ・青葉工業株式会社 ・株式会社Welleg ・社会福祉法人笑愛会 ・スマイル・ステーション株式会社 ・株式会社タダノビジネスサポート※ ・株式会社つねや ※特に優秀な取組を行った企業として「瀬戸の都・高松が誇るビジネスアワード」働き方改革部門 女性活躍企業として表彰した。（担当：産業振興課）
				従業員の働き方改革に積極的に取り組み、また、産業の振興や本市施策への貢献度が高い中小企業等を表彰する（女性活躍企業表彰含む）。	女性活躍企業表彰として1社表彰を行った。	従業員の働き方改革に積極的に取り組み、また、産業の振興や本市施策への貢献度が高い中小企業等を表彰する（女性活躍企業表彰含む）。
				優良企業に関する情報発信等	本市のホームページに、認定・表彰企業の取組等を掲載し、広く周知啓発を図る。また、男女共同参画週間において開催したパネル展で、認定企業の紹介を行う。	本市のホームページに、認定・表彰企業の取組等を掲載し、広く周知啓発を図った。また、男女共同参画週間において開催したパネル展で、認定企業の紹介を行った。
				表彰企業・団体の取組内容をホームページ等で広報し、市内の優良企業等の情報を発信する。	表彰企業・団体の取組内容を高松市ホームページに掲載するとともに、プレスリリースを行った。	表彰企業・団体の取組内容をホームページ等で広報し、市内の優良企業等の情報を発信する。
			中小企業等における取組の促進	一般事業主行動計画の策定等を支援するアドバイザーの派遣	廃止	廃止

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅱ	5	2	2. 女性に対する就労支援の充実					
			相談体制の充実	女性の就労をサポートする相談窓口の設置	男女共同参画センターにおいて、キャリアコンサルタントによる女性の継続就労や再就職に向けた相談・支援を実施する。 毎週月・水・金10：00～17：00	男女共同参画センターにおいて、キャリアコンサルタントによる女性の継続就労や再就職に向けた相談・支援を実施した。 実施期間 R6.4.1～R7.3.31 相談件数：334件	男女共同参画センターにおいて、キャリアコンサルタントによる女性の継続就労や再就職に向けた相談・支援を実施する。 毎週月・水・金10：00～17：00	人権・男女共同参画推進課
				男女共同参画センターにおける女性こころの相談事業の実施	面談又は電話により、専門の相談員が相談を受けており、相談内容に応じては、適切な機関を紹介する。 面接・電話 1回50分予約制	面談又は電話により、専門の相談員が相談を受けており、相談内容に応じては、適切な機関を紹介した。 相談件数：529件	面談又は電話により、専門の相談員が相談を受けており、相談内容に応じては、適切な機関を紹介する。 面接・電話 1回50分予約制	人権・男女共同参画推進課
			再就職等に向けた学習機会の提供	男女共同参画センターにおける学習研修事業（就職支援パソコン講座等）の実施	男女共同参画センターにおいて、就労支援講座を実施する。	男女共同参画センターにおいて、就労支援講座を実施した。9回（参加者計27人）	男女共同参画センターにおいて、就労支援講座を実施する。	人権・男女共同参画推進課
				キャリア形成に向けたセミナー等の開催（再掲）	キャリア形成等、人材育成の機会として、セミナー等を開催する。	男女共同参画センターにおいて女性のための就労支援講座を実施した。9回（参加者数：27人）	キャリア形成等、人材育成の機会として、講座・セミナーを開催する。	人権・男女共同参画推進課
			再就職等に向けた学習機会の提供	生涯学習センター等におけるセカンドキャリア支援のための講座の開催	生涯学習センター及びコミュニティセンターにおいて、就労に必要な知識やコミュニケーション能力を習得するための講座を開催し、セカンドキャリアの形成を支援する。 （200回開催予定）	生涯学習センター及びコミュニティセンターにおいて、就労に必要な知識やコミュニケーション能力を習得するための講座を開催し、女性のセカンドキャリアの形成を支援した。 （212回開催）	生涯学習センター及びコミュニティセンターにおいて、就労に必要な知識やコミュニケーション能力を習得するための講座を開催し、セカンドキャリアの形成を支援する。	生涯学習課生涯学習センター
		就労に関する情報提供の推進	市ホームページ「ワーキングたかまつ」による情報提供	市民向けの広報媒体として、本市ホームページ「ワーキングたかまつ」に雇用・労働関係情報を掲載し、広報・啓発に努める。 併せて、パンフレット等については、支所・出張所等関係機関に送付するとともに、産業振興課カウンタに設置し、希望者に配布を行う。	国等の雇用・労働関係情報を本市ホームページに掲載し、パンフレット等については、支所・出張所等関係機関に送付するとともに、産業振興課カウンタに設置し、希望者に配布を行った。	市民向けの広報媒体として、本市ホームページに雇用・労働関係情報を掲載し、広報・啓発に努める。 併せて、パンフレット等については、支所・出張所等関係機関に送付するとともに、産業振興課カウンタに設置し、希望者に配布を行う。	産業振興課	
				3. 市役所における女性の活躍推進				
		女性職員の登用拡大	市女性職員の管理職への登用推進（再掲）	市女性職員の管理職への登用を推進し、女性職員の管理職全体に対する割合を高める。	令和6年4月1日の女性管理職員の割合は25.5％となり、前年から0.8ポイント上昇した。	市女性職員の管理職への登用を推進し、女性職員の管理職全体に対する割合を高める。	人事課	
			行動計画の策定及び推進体制の充実	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定及び実施委員会による推進	ワーク・ライフ・バランスの推進と長時間労働の是正のため、働き方改革3か年重点取組、通称第2期スマイルプラン（令和4年度～令和6年度）の各種取組を推進する。特に、「お父さんの子育て応援研修」や「イクボス研修」を継続的に実施することで、管理職が職員のワークライフバランスに配慮し、組織として、働き方に対する意識改革を図るとともに、職員が職務と子育てを両立しやすい環境づくりを推進する。 また、「女性職員エンパワー研修」の実施により、職場改善に必要な問題解決力や、組織をまとめるリーダーシップの発揮の方法について学ぶとともに、女性職員の意識改革を図る。	職員の長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、働き方改革3か年重点取組、通称第2期スマイルプラン（令和4年度～令和6年度）に、全庁を挙げて取り組んだ。「お父さんの子育て支援研修」を1回開催、17人が受講。 「イクボス研修」を1回開催、24人が受講。 「女性職員エンパワー研修」を1回開催、19人が受講。	ワーク・ライフ・バランスの推進と長時間労働の是正のため、特定事業主行動計画に基づいた各種取組を推進する。特に、「お父さんの子育て応援研修」や「イクボス研修」を継続的に実施することで、管理職が職員のワークライフバランスに配慮し、組織として、働き方に対する意識改革を図るとともに、職員が職務と子育てを両立しやすい環境づくりを推進する。 また、「女性職員エンパワー研修」の実施により、職場改善に必要な問題解決力や、組織をまとめるリーダーシップの発揮の方法について学ぶとともに、女性職員の意識改革を図る。	人事課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			令和6年度		令和7年度	資料3-1		
基本目標	主要プラン	施策の方向性	施策	主な取組	事業計画		事業実績	事業計画
Ⅱ	6	1	6. ワーク・ライフ・バランスの推進					
			1. ワーク・ライフ・バランスの普及啓発					
			企業等における取組の促進	「たかまつ労政だより」の発行等による広報・啓発活動（再掲）	国、県等の関係機関から提供された関係情報については、「たかまつ労政だより」（年5回程度発行）に随時掲載し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページにも内容を掲載する。	労働関係法令の改正や各種支援情報を、年6回発行した「たかまつ労政だより」に掲載し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページへ公開することで啓発活動を行った。	国、県等の関係機関から提供された関係情報については、「たかまつ労政だより」（年6回程度発行）に随時掲載し、市内の事業所、商工会議所、商工会等に郵送するほか、本市ホームページにも内容を掲載する。	産業振興課
				企業経営者や管理職を対象としたセミナー等の開催	【人権・男女共同参画推進課】【産業振興課】働き方改革に向けた意識改革を図るため、企業の経営者や管理職等に向けたセミナーを開催する。また、産業振興課と連携を図りながら事業の推進を図る。	【人権・男女共同参画推進課】企業の経営者や管理職を対象に、女性活躍推進セミナーを開催するとともに女性活躍表彰企業等による事例発表会を実施した。 参加者数：40人（32社） ・女性活躍推進セミナー（オンライン） ＜テーマ＞経営者・管理職・人事担当者向け「女性活躍推進セミナー」 ・表彰企業等事例発表会 株式会社タダノエンジニアリング（R5表彰企業）	【人権・男女共同参画推進課】働き方改革に向けた意識改革を図るため、企業の経営者や管理職等に向けたセミナーを開催する。また、産業振興課と連携を図りながら事業の推進を図る。	人権・男女共同参画推進課 産業振興課
				両立支援制度の周知・啓発活動	【人権・男女共同参画推進課】【産業振興課】両立支援制度を利用しやすい環境づくりを図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するためのセミナーを開催する。また、産業振興課と連携を取りながら事業の推進を図る。	【人権・男女共同参画推進課】【産業振興課】企業の経営者や管理職を対象に、女性活躍推進セミナーを開催するとともに女性活躍表彰企業等による事例発表会を実施した。 参加者数：40人（32社） ・女性活躍推進セミナー（オンライン） ＜テーマ＞経営者・管理職・人事担当者向け「女性活躍推進セミナー」 ・表彰企業等事例発表会 株式会社タダノエンジニアリング（R5表彰企業）	【人権・男女共同参画推進課】【産業振興課】両立支援制度を利用しやすい環境づくりを図り、ワーク・ライフ・バランスを推進するためのセミナーを開催する。また、産業振興課とも連携を取りながら事業の推進を図る。	人権・男女共同参画推進課 産業振興課
			市役所における取組の推進	両立支援制度の周知と利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進と長時間労働の是正のため、「お父さんの子育て応援研修」や「イクボス研修」を継続的に実施することで、管理職が職員のワークライフバランスに配慮し、組織として、働き方に対する意識改革を図るとともに、職員が職務と子育てを両立しやすい環境づくりを推進する。	「お父さんの子育て支援研修」を開催、17人が受講。 「イクボス研修」を1回開催、24人が受講。 職員の長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、働き方改革重点取組、通称第2期スマイルプランに、全庁を挙げて取り組んだ。	ワーク・ライフ・バランスの推進と長時間労働の是正のため、「お父さんの子育て応援研修」や「イクボス研修」を継続的に実施することで、管理職が職員のワークライフバランスに配慮し、組織として、働き方に対する意識改革を図るとともに、職員が職務と子育てを両立しやすい環境づくりを推進する。	人事課
				柔軟で多様な働き方等を推進する取組の実施	時差出勤、テレワークの実施を更に推進し、各個人、各家庭に応じた柔軟な働き方を選択できるようにする。	時差出勤、テレワークの実施を更に推進し、各個人、各家庭に応じた柔軟な働き方を選択できるように取り組んだ。 ・テレワーク延実施日数 658日	時差出勤、テレワークの実施を更に推進し、各個人、各家庭に応じた柔軟な働き方を選択できるようにする。	人事課
			働く男女の健康管理	母性健康管理指導事項連絡カード等の制度の普及	産前・産後の健康管理のため、医師などから受けた、母体または胎児の健康保持等の指導を職場に的確に伝達するため、母子健康手帳に綴じ込んだ「母性健康管理指導事項連絡カード」に主治医が記入し、職場に提出する制度についての普及啓発を図る。	母子健康手帳交付時等に「母性健康管理指導事項連絡カード」に主治医が記入し、職場に提出する制度についての普及啓発を図った。 母子健康手帳発行数 2,833人	産前・産後の健康管理のため、医師などから受けた、母体または胎児の健康保持等の指導を職場に的確に伝達するため、母子健康手帳に綴じ込んだ「母性健康管理指導事項連絡カード」に主治医が記入し、職場に提出する制度についての普及啓発を図る。	健康づくり推進課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅱ	6	1	働く男女の健康管理	市職員に対するメンタルヘルス等健康管理事業の実施	産業医による健康・悩みごと相談や外部カウンセラーによるメンタルヘルス相談を合計12回、精神科産業医による職場復帰に係る面談（毎月）やメンタルヘルス相談（年2回）を実施し、職員の健康管理と疾病の予防を図る。また、保健師による健康相談・メンタルヘルス相談を随時行う。 また、ストレスチェックを実施し、職員自身のストレスへの気付きを促し、メンタルヘルス不調の未然防止を図る。 ・健康測定（2回）	産業医による健康・悩みごと相談や外部カウンセラーによるメンタルヘルス相談を合計12回、精神科産業医による職場復帰に係る面談（毎月）を実施し、職員の健康管理と疾病の予防を図った。また、保健師による健康相談・メンタルヘルス相談を随時行った。 また、ストレスチェックを実施し、職員自身のストレスへの気付きを促し、メンタルヘルス不調の未然防止を図った。 ・健康測定・体力チェック（2回）	産業医による健康・悩みごと相談や外部カウンセラーによるメンタルヘルス相談を合計12回、精神科産業医による職場復帰に係る面談（毎月）やメンタルヘルス相談（年2回）を実施し、職員の健康管理と疾病の予防を図る。また、保健師による健康相談・メンタルヘルス相談を随時行う。 また、ストレスチェックを実施し、職員自身のストレスへの気付きを促し、メンタルヘルス不調の未然防止を図る。 ・健康測定・体力チェック（2回）	人事課
		2. 多様な生き方、働き方の推進						
Ⅱ	6	2	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	男女共同参画週間等における広報・啓発活動（再掲）	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行う。 ・男女共同参画週間事業 ・男女共同参画市民フェスティバル	・男女共同参画週間事業（6/23～29）（女性弁護士による法律講座・相談、パネル展） ・男女共同参画市民フェスティバル（11/17～12/1）（講演会、映画、ワークショップ、パネル展）	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行う。 ・男女共同参画週間事業 ・男女共同参画市民フェスティバル	人権・男女共同参画推進課
				男女共同参画市民フェスティバルの開催（再掲）	男女共同参画に関する意識啓発を推進し、幅広く市民に啓発を図るため、男女共同参画市民フェスティバルを実施する。	男女共同参画市民フェスティバル（講演会、映画、ワークショップ、パネル展）参加者 1,610人	男女共同参画に関する意識啓発を推進し、幅広く市民に啓発を図るため、男女共同参画市民フェスティバルを実施する。	人権・男女共同参画推進課
		男性の家庭生活への参画推進	広報・啓発活動	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を開催し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行う。 ・男女共同参画週間 R6. 6/23～29 ・男女共同参画市民フェスティバル R6. 11月下旬～12月上旬	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行った。 （男女共同参画週間事業）R6. 6. 23～6. 29（男女共同参画市民フェスティバル）R6. 11. 17～12. 1	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を開催し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行う。 ・男女共同参画週間 R7. 6/23～29 ・男女共同参画市民フェスティバル R7. 11月下旬～12月上旬	人権・男女共同参画推進課	
		男性の家庭生活への参画推進	男性の家庭参画・育児休業の取得促進に向けた情報提供	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を開催し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行う。 ・男女共同参画週間 R6. 6/23～29 ・男女共同参画市民フェスティバル R6. 11月下旬～12月上旬	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行った。 （男女共同参画週間事業）R6. 6. 23～6. 29（男女共同参画市民フェスティバル）R6. 11. 17～12. 1	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を開催し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を行う。 ・男女共同参画週間 R7. 6/23～29 ・男女共同参画市民フェスティバル R7. 11月下旬～12月上旬	人権・男女共同参画推進課	
3. 多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備								
Ⅱ	6	3	保育サービスの充実	保育所等入所待機児童の解消	教育・保育を必要とする量の見込みに対して、施設の利用定員数が概ね充足できていることから、認可保育施設の新設募集は行わず、各保育施設に対し、定員数まで受入れを促すとともに、利用調整におけるきめ細やかなマッチングや保育士確保に努める。	待機児童解消に向け、定員数まで受入を促すとともに、利用調整におけるきめ細やかなマッチングや保育士確保に努めた。	教育・保育を必要とする量の見込みに対して、施設の利用定員数が概ね充足できていることから、認可保育施設の新設募集は行わず、各保育施設に対し、定員数まで受入れを促すとともに、利用調整におけるきめ細やかなマッチングや保育士確保に努める。	こども保育教育課
				特別保育（乳児保育、延長保育、病児保育事業等）の実施	（病児保育事業）病氣中又は病氣の回復期の子どもを、医院等に付設された専用のスペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立の推進を図り、安心して子育てができる環境を整備する。 ・医療機関6か所に委託（病児対応型）	（病児保育事業） ・医療機関6か所に委託（病児対応型）トビウメ小児科医院、西岡医院、小林内科小児科医院、へいわこどもクリニック、しがやこどもクリニック、わき外科クリニック 計7,479人利用 ・予約システムを導入し、利用者や施設の負担軽減、利便性の向上に繋がった。	（病児保育事業）病氣中又は病氣の回復期の子どもを、病院等に付設された専用のスペースで一時的に預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立の推進を図り、安心して子育てができる環境を整備する。 ・医療機関6か所に委託（病児対応型）	子育て支援課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅱ	6	3	保育サービスの充実	特別保育(乳児保育、延長保育、病児保育事業等)の実施	特別保育事業(乳児保育、延長保育、休日保育、一時預かり事業、病児・病後児保育)を実施する。 (1) 乳児保育 公立28か所 私立76か所 (2) 延長保育 公立24か所 私立78か所 (3) 休日保育 公立0か所 私立2か所 (4) 一時預かり事業 公立12か所 私立41か所 (5) 病児・病後児保育 (体調不良児対応型) 公立0か所 私立2か所	特別保育事業(乳児保育、延長保育、休日保育、一時預かり事業、病児・病後児保育)を実施した。 (1) 乳児保育 公立28か所 私立75か所 (2) 延長保育 公立24か所 私立77か所 (3) 休日保育 公立0か所 私立2か所 (4) 一時預かり事業 公立12か所 私立41か所 (5) 病児・病後児保育 (体調不良児対応型) 公立0か所 私立2か所	特別保育事業(乳児保育、延長保育、休日保育、一時預かり事業、病児・病後児保育)を実施する。 (1) 乳児保育 公立28か所 私立74か所 (2) 延長保育 公立24か所 私立73か所 (3) 休日保育 公立0か所 私立2か所 (4) 一時預かり事業 公立13か所 私立41か所 (5) 病児・病後児保育 (体調不良児対応型) 公立0か所 私立2か所	こども保育教育課
			地域における子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター事業の実施	仕事と育児の両立を支援するため、地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員(有償ボランティア)組織をつくり、その拠点となる「たかまつファミリー・サポート・センター」において、会員組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行う。	登録会員数：2,619人 援助活動件数：8,095件 会員養成講座：年3回開催 会員スキルアップ講座：年2回開催 会員交流会：年2回開催 ファミサポ通信：36・37号発行	仕事と育児の両立を支援するため、地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員(有償ボランティア)組織をつくり、その拠点となる「たかまつファミリー・サポート・センター」において、会員組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行う。	子育て支援課
				放課後児童クラブ等の実施	(放課後児童クラブ事業) 保護者が就労等により、昼間、家庭にいない小学校に就学している児童に対して、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 また、学童保育を実施する社会福祉法人等を支援する。 ●放課後児童クラブ数 民間6教室増室 ●確保量 5,542人 (放課後子ども教室事業) 地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図る。 ●放課後子ども教室参加児童数 46,600人 ●放課後子ども教室登録児童数 3,600人	(放課後児童クラブ事業) 公設の放課後児童クラブの運営を一部民間委託した。 民間施設7教室が新たに開設された。 ●放課後児童クラブ数 公設民営(委託) 48か所・106教室 民設民営 43か所・43教室 ●確保量 5,588人 (放課後子ども教室事業) 前年度から教室数が2増となった。 ●放課後子ども教室数 35教室 ●放課後子ども教室参加児童数 32,105人 ●放課後子ども教室登録児童数 2,566人	(放課後児童クラブ事業) 保護者が就労等により、昼間、家庭にいない小学校に就学している児童に対して、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 また、学童保育を実施する社会福祉法人等を支援する。 ●放課後児童クラブ数 民間4教室増室 ●確保量 5,895人 (放課後子ども教室事業) 地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図る。 ●放課後子ども教室参加児童数 33,600人 ●放課後子ども教室登録児童数 2,900人	子育て支援課
					市内2か所にて実施 ・香川県中部支援学校 ・香川県立高松支援学校	市内2か所にて実施 ・香川県中部支援学校 ・香川県立高松支援学校	市内2か所にて実施 ・香川県中部支援学校 ・香川県立高松支援学校	障がい福祉課
				地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業の実施	(地域子育て支援拠点事業) 地域の子育て親子が交流できる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う。 委託11か所、直営2か所 (コーディネート事業) 市内を4つに区分し、各エリアにコーディネーターを配置し、子育て親子が子育て支援事業を円滑に利用できるよう、必要に応じ相談や助言・情報提供を行い、関係機関との連絡調整を行う。	(地域子育て支援拠点事業) 委託：11か所、直営：2か所 計72,322人利用 (コーディネート事業) 委託：4か所(うち1か所：こども園運営課所管) 相談等件数：3,325件	(地域子育て支援拠点事業) 委託11か所、直営2か所 (コーディネート事業) 市内を4つに区分し、各エリアにコーディネーターを配置し、子育て親子が子育て支援事業を円滑に利用できるよう、必要に応じ相談や助言・情報提供を行い、関係機関との連絡調整を行う。	子育て支援課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅱ	6	3	地域における子育て支援の充実	地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業の実施	地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業を実施し、地域の子育て親子の交流の場の提供及び育児相談、子育てサークル支援等を行う。 (1) 地域子育て支援拠点事業（私立保育所、私立認定こども園で実施分） 私立 16か所 6～7日型 1か所 5日型 14か所 小規模型 1か所 (2) 地域子育て推進事業 公立 27か所 私立 30か所	地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業を実施し、地域の子育て親子の交流の場の提供及び育児相談、子育てサークル支援等を行った。 (1) 地域子育て支援拠点事業（私立保育所、私立認定こども園で実施分） 私立 16か所 6～7日型 1か所 5日型 14か所 小規模型 1か所 (2) 地域子育て推進事業 公立 27か所 私立 23か所	地域子育て支援拠点事業、地域子育て推進事業を実施し、地域の子育て親子の交流の場の提供及び育児相談、子育てサークル支援等を行う。 (1) 地域子育て支援拠点事業（私立保育所、私立認定こども園で実施分） 私立 16か所 6～7日型 1か所 5日型 14か所 小規模型 1か所 (2) 地域子育て推進事業 公立 27か所 私立 30か所	こども保育教育課
				児童館事業の実施	地域の児童健全育成の拠点として、児童福祉に関する知識を有する児童指導員が、幼児及び少年を集団的及び個別に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする等、その健全な育成を図る。 ・児童館数 公設公営 6館	地域の児童健全育成の拠点として、児童福祉に関する知識を有する児童指導員が、幼児及び少年を集団的及び個別に指導することで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする等、その健全な育成を図った。 ・児童館数 公設公営 6館	地域の児童健全育成の拠点として、児童福祉に関する知識を有する児童指導員が、幼児及び少年を集団的及び個別に指導することで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする等、その健全な育成を図る。 ・児童館数 公設公営 6館	人権・男女共同参画推進課
					地域の児童健全育成の拠点として、児童福祉に関する知識を有する児童指導員が、幼児及び少年を集団的及び個別に指導することで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする等、その健全な育成を図る。 ・児童館数 公設公営 5館 公設民営 1館 (指定管理)	<来館者数> 38,702人 内訳：公設公営 27,494人 公設民営 11,208人 <年間行事数> 217回実施	地域の児童健全育成の拠点として、児童福祉に関する知識を有する児童指導員が、幼児及び少年を集団的及び個別に指導することで、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする等、その健全な育成を図る。 ・児童館数 公設公営 5館 公設民営 1館 (指定管理)	子育て支援課
			子育て支援に関する情報提供の推進	子育て支援総合情報の配信	子育て家庭が必要とする各種子育て関連情報を集約・一元化し、効果的・積極的に発信することにより、子育て支援の促進を図る。 (子育てハンドブック作成、情報サイト運営)	・子育てハンドブック「たかまつらっこ」発行：10,000冊（令和2年度からフリーペーパー） ・子育て支援総合情報サイト「らっこネット」運営	子育て家庭が必要とする各種子育て関連情報を集約・一元化し、効果的・積極的に発信することにより、子育て支援の促進を図る。 (子育てハンドブック作成、情報サイト運営) また、新たに子育て情報を発信するためのオンラインツール等を検討し、積極的な情報発信に努める。	子育て支援課
			子育てに関する相談や学習機会の充実	児童生徒等を対象とした保育体験事業の実施	子どもと関わる喜びや楽しさを体得できるよう、公立保育所・幼稚園・こども園において、小中高大学生を対象に保育体験事業を行う。	子どもと関わる喜びや楽しさを体得できるよう、公立保育所・幼稚園・こども園において、小中高大学生を対象に保育体験事業を行った。	子どもと関わる喜びや楽しさを体得できるよう、公立保育所・幼稚園・こども園において、小中高大学生を対象に保育体験事業を行う。	こども保育教育課
				保護者等を対象とした家庭教育推進事業の実施	・家庭教育力向上を図るため、多種多様な学習機会・関連情報を提供する。 ・家庭教育応援講座 ・家庭教育情報発信事業(コラム・動画)	・家庭教育応援講座 幼稚園・こども園・保育所（市立）：72回 小学校：88回 幼稚園・こども園（私立）：2回 ・家庭教育情報発信事業 コラム配信5回（8月、9月、11月、12月、3月） 動画配信1回（12月 高松ムービーチャンネルにて公開）	・家庭教育力向上を図るため、多種多様な学習機会・関連情報を提供する。 ・家庭教育応援講座 ・家庭教育情報発信事業(コラム・動画)	生涯学習課
				乳幼児相談、育児支援事業の実施	乳幼児の成長発育を確認し、栄養、育児等についての正しい知識や子育て支援情報を提供し、健全な育ちを促し、育児支援を行う。	・4か月児相談 189回、2,282人 ・乳児相談 130回、643人	乳幼児の成長発育を確認し、栄養、育児等についての正しい知識や子育て支援情報を提供し、健全な育ちを促し、育児支援を行う。	健康づくり推進課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅱ	6	3	子育てに関する相談や学習機会の充実	はじめてのパパママ教室等の開催	・はじめてのパパママ教室 はじめての出産を迎える夫婦を対象に、育児に 対しての関心を高め、楽しい子育てができるよう 、父親の育児参加を促進する（妊婦の疑似体験、 沐浴実習、衣類の着せ替え等）。年48回開催	・はじめてのパパママ教室 年48回開催、参加者数1,127人	・はじめてのパパママ教室 はじめての出産を迎える妊婦とそのパートナー を対象に、育児に對しての関心を高め、楽しい子 育てができるよう、父親の育児参加を促進する （妊婦の疑似体験、沐浴実習、衣類の着せ替え 等）。年48回開催 （多胎児支援事業さくらんぼ教室マタニティ編） ・多胎児を迎える妊婦を対象に、妊娠中の生活や 育児についての講義と実習や先輩ママの体験談を 聞く機会を設け、出産・育児の不安を解消する。 年4回開催	健康づくり推進課
			ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等を対象とした相談体制の充実	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な 情報提供及び指導を行う。	母子父子自立支援専門員：3名 自立支援相談件数：1,279件	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な 情報提供及び指導を行う。	こども家庭課
				自立支援プログラムの策定による就労支援	個人の状況に対応した自立支援プログラムを策定し、 継続的な就労支援を行う。	プログラム策定員：2名 プログラム策定件数：27件	個人の状況に対応した自立支援プログラムを策定し、 継続的な就労支援を行う。	こども家庭課
			ひとり親家庭等に対する支援	資格取得等の促進	看護師等資格取得のため修業中のひとり親に対する 給付金支給事業等により、就労支援を行う。	高等職業訓練促進給付金等 支給件数：21件 教育訓練給付金支給件数：10件	看護師等資格取得のため修業中のひとり親に対する 給付金支給事業等により、就労支援を行う。	こども家庭課
				養育費確保に関する支援	養育費の確保は、子どもの重要な権利であり、養育費の 支払いは親の強い義務であることを当事者や社会全体が 認識する契機とするため、「弁護士相談」、「債務名義 取得時の経費の補助」、「保証会社と養育費保証契約を 締結した際の保証料補助」を行うことで、より確実に 養育費の確保ができるようにする。	弁護士相談：0件 債務名義取得における補助：36件 養育費の保証促進補助：0件	養育費の確保は、子どもの重要な権利であり、養育費の 支払いは親の強い義務であることを当事者や社会全体が 認識する契機とするため、「弁護士相談」、「債務名義 取得時の経費の補助」、「保証会社と養育費保証契約を 締結した際の保証料補助」を行うことで、より確実に 養育費の確保ができるようにする。	こども家庭課
			介護支援事業の充実	地域包括支援センター、老人介護支援センター事業の実施	地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活 を継続できるよう、地域包括支援センター2か所（サブセンター5か所） 及び老人介護支援センター27か所（24時間対応の相談窓口）を拠点に、 高齢者の様々な問題について相談及び情報提供を実施する。 また、高齢者を支える地域の支援者や行政職員等が、高齢者の具体的な 支援内容や地域での課題を検討するとともに、その解決を支援し、多職 種協働による地域包括支援ネットワークの構築を図る。 （1）総合相談 （2）老人介護支援センター連絡会 2回開催 （3）地域ケア小会議 地域課題：44地区/年開催 個別課題：（個別プラン検討）38回/年 （個別ケース検討）25回/年	（1）総合相談 相談件数：26,389件 （内訳）地域包括支援センター：21,222件 老人介護支援センター：5,167件 （2）老人介護支援センター連絡会 2回 参加者数：59名 （3）地域ケア小会議 地域課題：43地区/年開催 個別課題：（個別プラン検討）38回/年 （個別ケース検討）23回/年	地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活 を継続できるよう、地域包括支援センター2か所（サブセンター5か所） 及び老人介護支援センター27か所（24時間対応の相談窓口）を拠点に、 高齢者の様々な問題について相談及び情報提供を実施する。 また、高齢者を支える地域の支援者や行政職員等が、高齢者の具体的な 支援内容や地域での課題を検討するとともに、その解決を支援し、多職 種協働による地域包括支援ネットワークの構築を図る。 （1）総合相談 （2）老人介護支援センターとの意見交換 27回 （3）地域ケア小会議 地域課題：43地区/年開催 個別課題：（個別プラン検討）38回/年 （個別ケース検討）25回/年	地域包括支援センター

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅱ	6	3	介護支援事業の充実	在宅医療・介護連携事業の推進	1 現状分析・課題抽出・施策立案（計画） ア）在宅ケア便利帳（Web版）、在宅医療介護情報サイト、ホームページ等の更新 イ）在宅医療介護連携推進会議の開催（6回） ウ）医療介護連携ミーティング（2回） 2 対応策の実施 ア）在宅医療コーディネーター養成研修 在宅医療コーディネーター連携研修 在宅医療支援センターの運営 イ）在宅療養・ACPIに関する出前講座 ウ）入退院支援ルールの運用 多職種連携のためのSNSサービスの導入 多職種連携研修（市民公開講座）（1回） 3 対応策の評価の実施、改善の実施	1 現状分析・課題抽出・施策立案（計画） ア）在宅ケア便利帳（Web版）、在宅医療介護情報サイト、ホームページ等の更新 イ）在宅医療介護連携推進会議の開催（6回） ウ）医療介護連携ミーティング（2回） 2 対応策の実施 ア）在宅医療コーディネーター養成研修 在宅医療コーディネーター連携研修 在宅医療支援センターの運営 イ）在宅療養・ACPIに関する出前講座 ウ）入退院支援ルールの運用 医療や介護に関するQ&Aコンテンツの始動 多職種連携研修（市民公開講座）（1回） 3 対応策の評価の実施、改善の実施	1 現状分析・課題抽出・施策立案（計画） ア）在宅ケア便利帳（Web版）、在宅医療介護情報サイト、ホームページ等の更新 イ）在宅医療介護連携推進会議の開催（6回） ウ）医療介護連携ミーティング（2回） 2 対応策の実施 ア）在宅医療コーディネーター連携研修 在宅医療支援センターの運営 イ）在宅療養・ACPIに関する出前講座 ウ）入退院支援ルールの運用 医療や介護に関するQ&Aコンテンツの追加・修正 多職種連携研修（1回） 3 対応策の評価の実施、改善の実施	長寿福祉課
				介護保険サービスの充実	・居宅、施設サービス事業者等に対する運営指導を実施する。 施設（特養、老健等）：10件 居宅（通所、訪問介護等）：56件 地域密着型（グループホーム等）：8件 ・一定の研修を受けた介護サービス相談員を介護サービス事業所等に派遣し、介護サービスの質的な向上を図る。 ・第9期高松市高齢者保健福祉計画に基づき、サービス基盤の充実を図るため、事業者の公募を行う。 ・介護保険サービスのひとつである住宅改修費給付事業について下記のとおり計画する。 月平均利用件数 約140件 平均介護給付費支給額 約78,500円 ・介護老人福祉施設等の入所（居）待機者・空き状況等を情報収集するとともに、市ホームページに掲載する。また、介護保険に係る制度や保険料等について、市ホームページへの掲載、広報誌により周知する。	・居宅、施設サービス事業者等に対する運営指導を実施した。 施設（特養、老健等）：15件 居宅（通所、訪問介護等）：52件 地域密着型（グループホーム等）：11件 ・12人の介護サービス相談員を、介護サービス事業所18事業所に派遣した。 ・第9期高松市高齢者保健福祉計画に基づき、「介護医療院」及び「地域密着型特定施設入居者生活介護」の公募を行った。 ・介護保険サービスのひとつである住宅改修費給付事業について下記のとおり実施した。 月平均利用件数 約137件 平均介護給付費支給額 約73,500円 ・介護老人福祉施設等の入所（居）待機者・空き状況等を情報収集するとともに、市ホームページに掲載し、内容を毎月更新した。また、介護保険に係る制度や保険料等について、市ホームページへの掲載、広報誌により周知した。	・居宅、施設サービス事業者等に対する運営指導を実施する。 施設（特養、老健等）：20件 居宅（通所、訪問介護等）：60件 地域密着型（グループホーム等）：20件 ・一定の研修を受けた介護サービス相談員を介護サービス事業所等に派遣し、介護サービスの質的な向上を図る。 ・介護保険サービスのひとつである住宅改修費給付事業について下記のとおり計画する。 月平均利用件数 約142件 平均介護給付費支給額 約77,000円 ・介護老人福祉施設等の入所（居）待機者・空き状況等を情報収集するとともに、市ホームページに掲載する。また、介護保険に係る制度や保険料等について、市ホームページへの掲載、広報誌により周知する。	介護保険課
				生活支援・介護予防サービス提供体制の構築	・第2層生活支援コーディネーター配置及び地域住民向けサービス従事者研修の実施 ・協議体の開催（1回） ・市民等への周知・広報	・第2層生活支援コーディネーター配置：15名 ・地域住民向けサービス従事者研修の実施：2回（72名修了） ・協議体の開催（1回） ・市民等への周知・広報	・第2層生活支援コーディネーター配置及び地域住民向けサービス従事者研修の実施 ・協議体の開催（1回） ・市民等への周知・広報	地域共生社会推進課
								長寿福祉課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅱ	7	1	7. 地域における男女共同参画の推進					
			1. 地域活動における男女共同参画の推進					
			地域活動の方針決定過程への女性の参画促進	広報・啓発活動	男女共同参画に敏感な視点を養い、女性、男性のエンパワメントを支援するセミナーを開催し、主体的に職場や地域社会で活躍できる人材の育成を図る。 「だれもがいきいき参画・まちづくり講座」の開催	地域でリーダーシップの発揮ができる女性を育成するため、エンパワメントセミナーとして、高松いきいき参画・まちづくり講座を実施し、主体的に職場や地域社会で活動できる人材の育成を図った。 「高松いきいき参画・まちづくり講座」5回実施 延べ113人参加	男女共同参画に敏感な視点を養い、女性、男性のエンパワメントを支援するセミナーを開催し、主体的に職場や地域社会で活躍できる人材の育成を図る。 「高松いきいき参画・まちづくり講座」の開催	人権・男女共同参画推進課
			男女共同参画に関するリーダー養成講座等の開催	男女共同参画に敏感な視点を養い、女性、男性のエンパワメントを支援するセミナーを開催し、主体的に職場や地域社会で活躍できる人材の育成を図る。 「だれもがいきいき参画・まちづくり講座」の開催	地域でリーダーシップの発揮ができる女性を育成するため、エンパワメントセミナーとして、高松いきいき参画・まちづくり講座を実施し、主体的に職場や地域社会で活動できる人材の育成を図った。 「高松いきいき参画・まちづくり講座」5回実施 延べ113人参加	男女共同参画に敏感な視点を養い、女性、男性のエンパワメントを支援するセミナーを開催し、主体的に職場や地域社会で活躍できる人材の育成を図る。 「高松いきいき参画・まちづくり講座」の開催	人権・男女共同参画推進課	
			地域コミュニティ活動における人材の育成	地域コミュニティ活動における人材養成に関する講演会等を実施し、地域活動における男女共同参画の推進を図る。R5年度実施した研修のアンケート等を参考に今年度も引き続き実施する。	地域コミュニティの人材育成を目的に、役職別研修等、12回の研修を実施した。	地域コミュニティ活動における人材養成に関する講演会等を実施し、地域活動における男女共同参画の推進を図る。R6年度実施した研修のアンケート等を参考に今年度も引き続き実施する。	協働コミュニティ推進課	
			地域活動における男女共同参画の促進	コミュニティセンター等における男女共同参画に関する講座の開催（再掲）	コミュニティセンターにおいて、男女共同参画活動を促進するための講座を開催する。 52コミュニティセンター	コミュニティセンターにおいて、男女共同参画活動を促進するための講座を開催した。 52コミュニティセンター（239回開催）	コミュニティセンターにおいて、男女共同参画活動を促進するための講座を開催する。	生涯学習課生涯学習センター
			NPO等市民活動団体との協働・連携の推進	市民活動センターでの情報提供、相談、各種講座等の事業を通して、市民及び市民活動団体等の市民活動の促進を図り、協働によるまちづくりを推進する。	市民活動センターでの情報提供、相談、各種講座等の事業を通して、市民及び市民活動団体等の市民活動を促進した。 ・市民活動センター利用実績 総利用者数 16,681人 開催講座等数 41講座 839人	市民活動センターに指定管理者制度を導入し、NPO法人による講座の開催や相談等の事業に加え、市内各所に向く活動を通して、市民及び市民活動団体等の市民活動の促進を図り、協働によるまちづくりを推進する。	協働コミュニティ推進課	
Ⅲ. 男女が共に安心できる社会づくり								
Ⅲ	8	1	8. 女性に対するあらゆる暴力の根絶					
			1. いかなる暴力も容認しない社会風土の醸成					
			女性に対する暴力を容認しない社会風土の醸成	広報・啓発活動	男女平等社会の実現を図るため、企業・学校・地域に出向き、女性問題の解決や男女差別意識の払拭などについて共に考える機会として出前講座を実施する。 高松市児童対策協議会と連携し、広く市民に対して相談窓口を紹介するとともに、各種啓発キャンペーンによるリーフレットの配布やパネル展示、ポスター掲示等による啓発活動を行う。	男女平等社会の実現を図るため、コミュニティセンター等に出向き、女性問題の解決や男女差別意識の払拭について共に考える機会として、出前講座を実施した。 市民に対し、パネル展示、キャンペーン、リーフレット配布等を行い、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めた。 パネル展示 ・保健センター 7/30～8/9 ・瓦町フラッグ 11/15～11/21 キャンペーン ・高松丸亀町吉番街前ドーム広場 10/31	男女平等社会の実現を図るため、企業・学校・地域に出向き、女性問題の解決や男女差別意識の払拭などについて共に考える機会として出前講座を実施する。 高松市児童対策協議会と連携し、広く市民に対して相談窓口を紹介するとともに、各種啓発キャンペーンによるリーフレットの配布やパネル展示、ポスター掲示等による啓発活動を行う。	人権・男女共同参画推進課 こども女性相談課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	8	1	女性に対する暴力を容 認しない社会風土の醸 成	男女共同参画週間等にお ける広報・啓発活動（再 掲）	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同 参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実 施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を 行う。 ・男女共同参画週間事業 ・男女共同参画市民フェスティバル	・男女共同参画週間事業（6/23～29） （女性弁護士による法律講座・相談、パネル 展） ・男女共同参画市民フェスティバル（11/17～ 12/1） （講演会、映画、ワークショップ、パネル展）	男女共同参画週間や市民との協働による男女共同 参画市民フェスティバルにおいて、各種行事を実 施し、男女共同参画社会に関する広報啓発活動を 行う。 ・男女共同参画週間事業 ・男女共同参画市民フェスティバル	人権・男女共同参画推 進課
				学校等における教育啓発	学校教育全体を通して異性に対する暴力防止につ いての意識の啓発を図るとともに、男女が相互に 理解・協力し合いながら、それぞれの個性や能力 を主体的に発揮し、人間性豊かに生きる児童生徒 の育成に努める。	小中学校において、保健学習を中心に、男女の体 や成長と変化、男女の特性・役割等、性に関する 指導を行った。	学校教育全体を通して異性に対する暴力防止につ いての意識の啓発を図るとともに、男女が相互に 理解・協力し合いながら、それぞれの個性や能力 を主体的に発揮し、人間性豊かに生きる児童生徒 の育成に努める。	学校教育課
				企業等に対する各種ハラ スメント防止対策に関す る情報提供	企業・学校・地域団体へ出向いて、固定的性別役 割分担意識の払拭などについて、共に考える機会 として、出前講座の実施や男女共同参画市民フェ スティバルなどにおいて、セクシャル・ハラスメ ント防止のための広報・啓発の推進に努める。	企業・学校・地域団体へ出向いて、固定的性別役 割分担意識の払拭などについて、共に考える機会 として、出前講座の実施や男女共同参画市民フェ スティバルなどにおいて、セクシャル・ハラスメ ント防止のための広報・啓発の推進に努めた。 ハラスメントについて3回 アンガーマネジメントについて1回	企業・学校・地域団体へ出向いて、固定的性別役 割分担意識の払拭などについて、共に考える機会 として、出前講座の実施や男女共同参画市民フェ スティバルなどにおいて、セクシャル・ハラスメ ント防止のための広報・啓発の推進に努める。	人権・男女共同参画推 進課
				民間団体等との連携	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門 部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、 高松人権擁護委員協議会などの民間団体等と連携 しながら、女性に対する暴力を容認しない風土づ くり努める。	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門 部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、 高松人権擁護委員協議会などの民間団体等と連携 しながら、女性に対する暴力を容認しない風土づ くり努めた。	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門 部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、 高松人権擁護委員協議会などの民間団体等と連携 しながら、女性に対する暴力を容認しない風土づ くり努める。	こども女性相談課
2. 相談しやすい体制づくりによる被害の早期発見及び潜在化防止								
Ⅲ	8	2	相談体制の充実	相談事業（相談員等の資 質の向上を含む）の実施	相談員の資質の向上とレベルアップ及びケースカ ンファレンスの強化を図るため、熟練したカウン セラーから指導・助言・アドバイスを受けるスー パービジョン（相談員のスキルアップのための研 修）を実施する。	相談員の資質の向上とレベルアップ及びケースカ ンファレンスの強化を図るため、熟練したカウン セラーから指導・助言・アドバイスを受けた。 スーパービジョン（相談員のスキルアップのため の研修）の開催件数：5回	相談員の資質の向上とレベルアップ及びケースカ ンファレンスの強化を図るため、熟練したカウン セラーから指導・助言・アドバイスを受けるスー パービジョン（相談員のスキルアップのための研 修）を実施する。	人権・男女共同参画推 進課
					令和6年4月1日より困難な問題を抱える女性へ の支援に関する法律が新たに施行された。女性相 談員は女性相談支援員と名称が変更し、本課にお いても、有資格者による女性相談支援員が相談業 務を行う。 実績等 ・女性相談支援員： 3人 ・相談延べ件数：3,315件 ・実人員：497人	新たに施行された困難な問題を抱える女性への支 援に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女 性の多様なニーズ、身体的、精神的安全の確保や 経済的困窮、住宅、仕事、子どもの養育、離婚問 題等、様々な問題に対応し支援を行うため、各支 援者、組織と連携を図り、対応機関に繋げるのみ ならず、幅広く相談に応じた。	引き続き、困難な問題を抱える女性の多様なニー ズと問題に対応できるよう、支援員の資質の向上 に努めるとともに、情報収集、関係機関との連携 を強化し、相談業務にあたる。	こども女性相談課
				男女共同参画センターに おける女性こころの相談 事業の実施（再掲）	面談又は電話により、専門の相談員が相談を受け ており、相談内容に応じては、適切な機関を紹介 する。 面接・電話 1回50分予約制	面談又は電話により、専門の相談員が相談を受け ており、相談内容に応じては、適切な機関を紹介 した。 相談件数：529件	面談又は電話により、専門の相談員が相談を受け ており、相談内容に応じては、適切な機関を紹介 する。 面接・電話 1回50分予約制	人権・男女共同参画推 進課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	8	2	相談体制の充実	関係機関等との連携	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、香川県子ども女性相談センターや高松市管内各警察署等と、被害女性の安全な避難のための関係機関との連携を強化する。	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、香川県子ども女性相談センターや高松市管内各警察署等と、支援の現状や関わり方について情報共有を行った。 また、DV被害女性からの相談があった場合は、必要児、本人了解のもと、関係機関に繋げ、連携し、支援を行った。 高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会 令和6年11月13日 開催	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、香川県子ども女性相談センターや高松市管内各警察署等と、被害女性の安全な避難のための関係機関との連携を強化する。	こども女性相談課
					各種研修を通じ、事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨くなど、民生委員・児童委員の資質向上を図る。(研修回数 年7回) また、毎月開催される高松市民生委員児童委員連盟理事会及び各地区民生委員児童委員協議会を通じて、関係機関との情報共有を図る。	各種研修を通じ、事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨くなど、民生委員・児童委員の資質向上を図った。(研修回数 年7回実施) また、毎月開催される高松市民生委員児童委員連盟理事会及び各地区民生委員児童委員協議会を通じて、関係機関との情報共有を図った。	各種研修を通じ、事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨くなど、民生委員・児童委員の資質向上を図る。(研修回数 年8回) また、毎月開催される高松市民生委員児童委員連盟理事会及び各地区民生委員児童委員協議会を通じて、関係機関との情報共有を図る。	地域共生社会推進課
			民生委員・児童委員、学校、保育所等との連携強化		施設訪問やケース会議等を行い情報を共有し、支援の体制を整える。	関係機関と連携しあうことで、地域における情報共有を図ることができた。	施設訪問やケース会議等を行い情報を共有し、支援の体制を整える。	こども保育教育課
					学校においては、関係機関との連携体制を強化し、被害者の早期発見に努める。	各校で、関係機関が集まり、ケース会議を開くことで、被害者に対する支援策や各機関の役割の確認をすることができた。	学校においては、関係機関との連携体制を強化し、被害者の早期発見に努める。	学校教育課
			被害者の発見・通報体制の整備	虐待相談窓口との連携強化	・一時保護のための居室の確保 3施設 ・障害者虐待対応協力者会議 1回 ・市内4警察署との「虐待事案対応の連携強化に関する協定書」に基づく相互連携 ・虐待通報の対応	・一時保護のための居室の確保 3施設 ・障害者虐待対応協力者会議 1回 ・市内4警察署との「虐待事案対応の連携強化に関する協定書」に基づく相互連携 ・虐待通報の対応件数 59件	・一時保護のための居室の確保 3施設 ・障害者虐待対応協力者会議 1回 ・市内4警察署との「虐待事案対応の連携強化に関する協定書」に基づく相互連携 ・虐待通報の対応	障がい福祉課
					高齢者虐待については、警察やこども女性相談センター等の関係機関と連携を図り対応する。	警察からの情報提供、状況に応じた連携対応。こども女性相談センター等の関係機関と連携を図った。	高齢者虐待については、警察やこども女性相談センター等の関係機関と連携を図り対応する。	地域包括支援センター
					児童虐待に関する通告や相談等があった場合は、警察や香川県子ども女性相談センター等の関係機関と連携を図り対応することにより、早期発見・早期対応・早期解決につなげる。	児童虐待に関する通告や相談等があった場合は、警察や香川県子ども女性相談センター等の関係機関と連携を図り対応することにより、早期発見・早期対応・早期解決につなげた。	児童虐待に関する通告や相談等があった場合は、警察や香川県子ども女性相談センター等の関係機関と連携を図り対応することにより、早期発見・早期対応・早期解決につなげる。	こども女性相談課
					学校においては、関係機関との連携体制を強化し、被害者の早期発見に努める。	学校において関係機関との連携のもと疑いも含めて速やかに虐待の通告を行った。	学校においては、関係機関との連携体制を強化し、被害者の早期発見に努める。	学校教育課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和 6 年度		令和 7 年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	8	3	3. 被害者等の保護及び自立支援					
			被害者等の安全確保	安全な避難のための関係機関との連携	配偶者暴力相談支援センター（香川県子ども女性相談センター）やこども女性相談課と密接な連携を図ることにより、相談の緊急度・危険度に応じた対応を行う。 警察、香川県子ども女性相談センターと連携を密にし、迅速な対応を行うようにする。また、母子生活支援施設の利用など、それぞれの状況に応じた適切な対応を進める。	配偶者暴力相談支援センター（香川県子ども女性相談センター）やこども女性相談課と密接な連携を図ることにより、相談の緊急度・危険度に応じた対応を行った。	配偶者暴力相談支援センター（香川県子ども女性相談センター）やこども女性相談課と密接な連携を図ることにより、相談の緊急度・危険度に応じた対応を行う。	人権・男女共同参画推進課
						香川県子ども女性相談センターや女性相談支援センターほか、他市福祉事務所等と連携し、香川県の一時保護所や本市所管の母子生活支援施設の利用を進めた。	香川県子ども女性相談センターや女性相談支援センターほか、他市福祉事務所等と連携し、香川県の一時保護所や本市所管の母子生活支援施設の適切な利用を実施する。	こども女性相談課
				被害者等に関する情報の保護	DV・ストーカー被害者等の個人情報漏えいを防止するため、住民基本台帳システム上の出力制限を行い、住民票等の発行禁止や閲覧を制限し、適切な情報管理に努める。 被害者等に関する情報について、関係機関等への適切な情報提供を行うとともに、その情報の漏洩がないよう、高松市DV対策庁内連絡会等における啓発を通じて、厳重に管理を徹底する。	DV・ストーカー被害者等の個人情報漏えいを防止するため、住民基本台帳システム上の出力制限を行い、住民票等の発行禁止や閲覧を制限し、適切な情報管理に努めた。 ※支援措置数 合計1,042人(令和6年3月31日現在)	DV・ストーカー被害者等の個人情報漏えいを防止するため、住民基本台帳システム上の出力制限を行い、住民票等の発行禁止や閲覧を制限し、適切な情報管理に努める。	市民課
						被害者等に関する情報について、関係機関等への適切な情報提供を行うとともに、その情報の漏洩がないよう、高松市DV対策庁内連絡会等における啓発のほか、日々の業務の振り返りやリスクマネジメント会議で重要性を確認した。	被害者等に関する情報について、関係機関等への適切な情報提供を行うとともに、その情報の漏洩がないよう、高松市DV対策庁内連絡会等における啓発を通じて、厳重に管理を徹底する。	こども女性相談課
			DV被害者の子どもの安全確保	子ども達が安心して暮らせるよう、児童虐待に関する通告や相談等があった場合は、速やかに警察や香川県子ども女性相談センター等の関係機関と連携し被害児への支援を図る。	子ども達が安心して暮らせるよう、児童虐待に関する通告や相談等があった場合は、速やかに警察や香川県子ども女性相談センター等の関係機関と連携し被害児への支援を行った。	子ども達が安心して暮らせるよう、児童虐待に関する通告や相談等があった場合は、速やかに警察や香川県子ども女性相談センター等の関係機関と連携し被害児への支援を行う。	こども女性相談課	
			被害者等の自立に向けた支援の充実	適切な情報提供による支援	日頃から保護命令制度について職員の理解を深め、被害者の子どもに接見禁止命令が出たときの対応や、被害者の子どもへの居住地などの情報の適切な管理を徹底し、子どもの安全確保に努める。 区域外就学の弾力的対応を行うとともに、学校に対して、子どもに対する接見禁止命令など保護命令制度について周知し、被害者の子どもに接近禁止命令が出たときの対応や、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報の適切な管理などについて協力を求める。	日頃から保護命令制度について職員の理解を深め、被害者の子どもに接見禁止命令が出たときの対応や、被害者の子どもへの居住地などの情報の適切な管理を徹底し、子どもの安全確保に努めた。 個別のケースに応じた相談を行い、区域外就学の弾力的対応を行った。転学した場合の転学先や居住地等の情報の適切な管理に努めた。	日頃から保護命令制度について職員の理解を深め、被害者の子どもに接見禁止命令が出たときの対応や、被害者の子どもへの居住地などの情報の適切な管理を徹底し、子どもの安全確保に努める。 区域外就学の弾力的対応を行うとともに、学校に対して、子どもに対する接見禁止命令など保護命令制度について周知し、被害者の子どもに接近禁止命令が出たときの対応や、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報の適切な管理などについて協力を求める。	こども保育教育課
								学校教育課
				こころのサポート事業の実施	男女共同参画センターにおいて、専門相談員による相談事業を実施する。 「女性こころの相談」 面接・電話1回50分予約制 10：00～17：00	女性のこころの相談件数：529件	男女共同参画センターにおいて、専門相談員による相談事業を実施する。 「女性こころの相談」 面接・電話1回50分予約制 10：00～17：00	人権・男女共同参画推進課
				生活、住宅、就労等の支援	生活困窮者の相談においてDV等の情報を得た場合には、関係機関等と連携して、自立を支援する。関係機関から講師を招いて、制度などの研修を行い、職員の知識向上を図る。	生活困窮者の相談においてDV等の情報を得た場合には、関係機関等と連携して、自立支援の強化を図った。	【生活福祉第一課】 【生活福祉第二課】 生活困窮者の相談においてDV等の情報を得た場合には、関係機関等と連携して、自立を支援する。関係機関から講師を招いて、制度などの研修を行い、職員の知識向上を図る。	生活福祉第一課 生活福祉第二課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度		担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	事業実績	
Ⅲ	8	3	被害者等の自立に向けた支援の充実	生活、住宅、就労等の支援	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯向の枠を設け、対象者の入居の優遇措置を図る。犯罪被害者（対象案件あり）に対し、市営住宅の一時的な使用を許可することにより、居住の安定を図り、その自立を支援する。	今年度の市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯向の枠を設け、対象者の入居の優遇措置を図ることができた。今年度は犯罪被害者（対象案件あり）の公営住宅の入居については、1件相談があり、現在、一時使用中である。	引き続き、市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯向の枠を設け、対象者の入居の優遇措置を図る。犯罪被害者（対象案件あり）に対し、市営住宅の一時的な使用を許可することにより、居住の安定を図り、その自立を支援する。	市営住宅課	
				要保護児童対策事業の実施	高松市児童対策協議会において、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行うことで、要保護児童等の早期発見と適切な対応を図る。	高松市児童対策協議会において、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行うことで、要保護児童等の早期発見と適切な対応を行った。	高松市児童対策協議会において、関係機関と情報共有し、支援について役割分担や協議を行うことで、要保護児童等の早期発見と適切な対応を行った。	こども女性相談課	
					要保護児童生徒に対して修学旅行費、集団宿泊学習費及び医療費の援助を行う。	要保護児童生徒に対して、適正に修学旅行費、集団宿泊学習費及び医療費の就学援助費の支給を行った。	要保護児童生徒に対して修学旅行費、集団宿泊学習費及び医療費の援助を行う。	学校教育課	
			被害者等の自立に向けた支援の充実	DV被害者の子どもへの支援	子ども達が安心して暮らせるよう、児童虐待に関する通告や相談等があった場合は、速やかに警察や香川県子ども女性相談センター等の関係機関と連携し、DV被害者のこどもへの支援を行う。	子ども達が安心して暮らせるよう、児童虐待に関する通告や相談等があった場合は、速やかに警察や香川県子ども女性相談センター等の関係機関と連携し、DV被害者のこどもへの支援を行った。	子ども達が安心して暮らせるよう、児童虐待に関する通告や相談等があった場合は、速やかに警察や香川県子ども女性相談センター等の関係機関と連携し、DV被害者のこどもへの支援を行う。	こども女性相談課	
				DV被害者の子どもへの支援	子どもの様子などから配偶者に対する暴力に気づいた場合には、速やかに関係機関と連絡が取れる体制を整えておく。また、子どものちょっとした変化を見逃さないよう、日々の保育で子どもの様子を観察し、DV等の予防・早期発見に努める。	子どもの様子などから、配偶者に対する暴力に気づいた場合には、速やかに関係機関と連絡がとれる体制を整えるとともに、各施設が提出する月状況報告書で確認した。また、保育時に子どもの様子を注意して観察するとともに、こども女性相談課と連携を取り、DV等の予防・早期発見に努めた。	子どもの様子などから配偶者に対する暴力に気づいた場合には、速やかに関係機関と連絡が取れる体制を整えておく。また、子どものちょっとした変化を見逃さないよう、日々の保育で子どもの様子を観察し、DV等の予防・早期発見に努める。	こども保育教育課	
				民間団体等の育成・連携	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、高松人権擁護委員協議会等と連携し、地域における支援の拡充を図る。	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、高松人権擁護委員協議会等と連携し、地域における支援の拡充を図った。	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、高松人権擁護委員協議会等と連携し、地域における支援の拡充を図る。	こども女性相談課	
4. 多様化する暴力に対する的確な対応									
Ⅲ	8	4	多様化する暴力に対する対応	関係機関と連携した相談、支援、広報・啓発活動	男女共同参画センターにおいて、県子ども女性相談センターや子育て支援課、こども女性相談課と密接な連携を図り、相談の緊急度・危険度に応じた支援機関を紹介する。 高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、高松人権擁護委員協議会などの民間団体等と情報を共有しながら、広報、啓発を継続し、女性に対する暴力を容認しない風土づくりに努める。	男女共同参画センターにおいて、県子ども女性相談センターや子育て支援課、こども女性相談課と密接な連携を図り、相談の緊急度・危険度に応じた支援機関を紹介した。 高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、高松人権擁護委員協議会などの民間団体等と情報を共有しながら、広報、啓発を継続し、女性に対する暴力を容認しない風土づくりに努めた。	男女共同参画センターにおいて、県子ども女性相談センターや子育て支援課、こども女性相談課と密接な連携を図り、相談の緊急度・危険度に応じた支援機関を紹介する。 高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会、高松人権擁護委員協議会などの民間団体等と情報を共有しながら、広報、啓発を継続し、女性に対する暴力を容認しない風土づくりに努める。	人権・男女共同参画推進課 こども女性相談課	

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	8	5	5. 関係機関等との連携					
			関係機関等との連携強化	高松市児童対策協議会DV被害専門部会の開催	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会などの民間団体や、香川県子ども女性相談センターや高松市管内各警察署等と連携し、女性に対する暴力を容認しない風土づくりに努める。	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会などの民間団体や、香川県子ども女性相談センターや高松市管内各警察署等と連携し、女性に対する暴力を容認しない風土づくりに努めた。	高松市児童対策協議会実務者会議のDV被害専門部会において、高松市医師会や香川県弁護士会などの民間団体や、香川県子ども女性相談センターや高松市管内各警察署等と連携し、女性に対する暴力を容認しない風土づくりに努める。	こども女性相談課
				DV対策庁内連絡会を中心とする庁内体制の充実	DV被害者の保護について、庁内関係各課等が共通認識を持って相互に連携して適切な対応を図るため、DV対策庁内連絡会を設置しており、定期的な会議の開催により、情報の更新等を随時周知し、被害者支援の円滑な実施に向けて、関係機関の役割を明確にし、協力体制を強化する。	DV被害者の保護について、庁内関係各課等が共通認識を持って相互に連携して適切な対応を図るため、DV対策庁内連絡会を設置しており、定期的な会議の開催により、情報の更新等を随時周知し、被害者支援の円滑な実施に向けて、関係機関の役割を明確にし、協力体制を強化した。 DV対策庁内連絡会 令和6年7月8日 令和6年8月2日（担当者会）	DV被害者の保護について、庁内関係各課等が共通認識を持って相互に連携して適切な対応を図るため、DV対策庁内連絡会を設置しており、定期的な会議の開催により、情報の更新等を随時周知し、被害者支援の円滑な実施に向けて、関係機関の役割を明確にし、協力体制を強化する。	こども女性相談課
			9. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立					
			1. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立					
Ⅲ	9	1	防災分野における女性の登用拡大	高松市防災会議における女性委員の登用推進	前年度に引き続き、各団体に対し、女性委員の推薦を呼び掛ける。	前年度に引き続き、各団体に対し、女性委員の推薦を呼び掛けた。	充て職による推薦であることから、前年度に引き続き、各団体に対し、職名・職位に拘ることなく、女性委員の推薦を積極的に呼び掛ける。	危機管理課
				地域防災計画等への女性視点の反映	国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正点のほか、全国で発生した大規模災害も踏まえ、本市地域防災計画の修正を行う。	国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正点のほか、全国で発生した大規模災害も踏まえ、本市地域防災計画の修正を行った。	今後の課員を含めた人員配置において、女性職員の配置(管理職・一般)を検討し、女性職員(管理職)の視点での国の防災基本計画や県の地域防災計画の修正点のほか、全国で発生した大規模災害も踏まえ、本市地域防災計画の修正を行う組織作りを検討する。	危機管理課
			防災現場での男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った防災訓練の実施	土砂災害・全国防災訓練 地域住民参加型訓練を予定しており、男女共同参画の視点を交えた訓練・講話等を実施する。	県が推奨する土砂災害防止期間の6月の29日(土)に、古高松地区の奥ノ坊自治会にて、地域の方を対象に男女共同参画の視点を交えた訓練・講話等を実施した。	県が推奨する土砂災害防止期間の6月の13(金)屋島小学校にて、全校生徒を対象とした訓練を予定しており、その後、3年生を対象に、防災講義を実施する中で、男女共同参画の視点を交えた訓練・講話等を実施する。	危機管理課
				女性消防団員等による応急手当普及啓発事業の実施	本市女性消防団員が市民に対し、定期的に応急手当普及啓発活動を行い、女性の視点から救命の大切さをアピールする。	本市女性消防団員による応急手当の講習を実施した。 救急講習 129回 延べ357人	本市女性消防団員が市民に対し、定期的に応急手当普及啓発活動を行い、女性の視点から救命の大切さをアピールする。	消防局総務課
				女性消防団員によるひとり暮らし高齢者訪問（防火診断）事業の実施	春と秋の火災予防週間に合わせ、ひとり暮らし高齢者宅を戸別訪問し、住宅の防火診断等を行う。	新型コロナウイルス感染症流行時は、感染防止のため実施を見合わせ、新型コロナウイルス感染症、5類移行後についても、市民の感染症への意識の高まりにより、第3者が自宅を来訪することにより抵抗感を感じる市民が増加したため実施を見合わせたもの。当分の間、事業休止。	市民の感染症への意識の高まりにより、第3者が自宅を来訪することに抵抗感を感じる市民が増加したこと。また、昨今、個人情報を聴取されることに不審感を感じる市民も多いことから当分の間、事業休止。	消防局総務課
10. 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり								
1. 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援								
Ⅲ	10	1	生活や就労に関する総合相談の実施	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援等の実施	自立相談支援センターたかまつにおいて、生活困窮者の相談に応じ、個々人の状態にあったプランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的支援を実施する。	新規相談受付件数：703件 支援プラン作成件数：230件	【生活福祉第一課】【生活福祉第二課】 自立相談支援センターたかまつにおいて、生活困窮者の相談に応じ、個々人の状態にあったプランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的支援を実施する。	生活福祉第一課 生活福祉第二課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	10	1	ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等を対象とした相談体制の充実（再掲）	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。	母子父子自立支援専門員：3名 自立支援相談件数：1,279 件	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。	こども家庭課
				自立支援プログラムの策定による就労支援（再掲）	個人の状況に対応した自立支援プログラムを策定し、継続的な就労支援を行う。	プログラム策定員：2名 プログラム策定件数：27件	個人の状況に対応した自立支援プログラムを策定し、継続的な就労支援を行う。	こども家庭課
				資格取得等の促進（再掲）	看護師等資格取得のため修業中のひとり親に対する給付金支給事業等により、就労支援を行う。	高等職業訓練促進給付金等 支給件数：21件 教育訓練給付金支給件数：10件	看護師等資格取得のため修業中のひとり親に対する給付金支給事業等により、就労支援を行う。	こども家庭課
				養育費確保に関する支援（再掲）	養育費の確保は、子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会全体が認識する契機とするため、「弁護士相談」、「債務名義取得時の経費の補助」、「保証会社と養育費保証契約を締結した際の保証料補助」を行うことで、より確実に養育費の確保ができるようにする。	弁護士相談：0件 債務名義取得における補助：36件 養育費の保証促進補助：0件	養育費の確保は、子どもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会全体が認識する契機とするため、「弁護士相談」、「債務名義取得時の経費の補助」、「保証会社と養育費保証契約を締結した際の保証料補助」を行うことで、より確実に養育費の確保ができるようにする。	こども家庭課
				女性の孤独・孤立対策事業の実施	つながりサポート相談支援事業を実施する。 ・グループ相談、個別相談 ・生理用品の提供	つながりサポート相談支援事業を実施した。 ・グループ相談、個別相談（延べ32人） ・男女共同参画センター、子ども食堂等を通じて、生理用品の提供をした。	災害時備蓄品を活用し生理用品の提供をする。	人権・男女共同参画推進課
			生活困窮世帯の子どもの支援	子どもへの学習支援の実施	貧困の連鎖の防止を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。 また、令和7年度以降に向けて、6か所目が開設できるよう準備を進める。	年間教室実施回数：51回 年間延べ出席者数：1,290人	【生活福祉第一課】【生活福祉第二課】 貧困の連鎖の防止を図るため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。 また、令和8年度に6か所目が開設できるよう準備を進める。	生活福祉第一課 生活福祉第二課
				子どもの貧困対策コーディネート事業の実施	「ヤングケアラー・コーディネーター」をこども女性相談課へ配置することに伴い、令和4年度をもって事業を終了した。	事業終了	事業終了	地域共生社会推進課
				子ども食堂等支援事業の実施	子ども食堂の開設・運営を支援することで、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事と安らげる場所を提供するとともに、保護者の就労や生活支援の推進を図る。	子ども食堂等か所数 36か所	子ども食堂の開設・運営を支援することで、子どもたちに無料又は安価で温かく栄養バランスの取れた食事と安らげる場所や、地域とのつながりの場や学習・相談支援の場を提供するとともに、共働き家庭やひとり親家庭の生活支援の推進を図る。	子育て支援課
			2. 高齢者・障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくり					
Ⅲ	10	2	バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の推進	要介護者等の居宅のバリアフリー化等への助成事業の実施	事業終了済	事業終了	事業終了	障がい福祉課
				たかまつユニバーサルデザインマップの充実	たかまつユニバーサルデザインマップについて、広報での周知等を行い、施設掲載情報の充実を図る。	たかまつユニバーサルデザインマップについて、広報での周知を行った。また、掲載施設の更新作業を行った。さらに、専門学校の授業の一環でユニバーサルデザインマップに新たに1施設を登録することができた。	たかまつユニバーサルデザインマップについて、広報での周知等を行い、施設掲載情報の充実を図る。	人権・男女共同参画推進課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度		担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	事業実績	
Ⅲ	10	2	生活の自立支援	相談体制、情報提供の充実	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着を支援するため、障がい福祉サービス事業所等と連携ネットワークを構築するなど、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を強化し、様々な支援を切れ目なく提供できるサービス提供体制を構築し運営。 ・基幹相談支援センター（中核拠点）の設置 ・基幹相談支援センター（地域拠点）の設置	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着を支援するため、障がい福祉サービス事業所等と連携ネットワークを構築するなど、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を強化し、様々な支援を切れ目なく提供できるサービス提供体制を構築し運営。 ・基幹相談支援センター（中核拠点）の設置 ・基幹相談支援センター（地域拠点）の設置	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着を支援するため、障がい福祉サービス事業所等と連携ネットワークを構築するなど、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を強化し、様々な支援を切れ目なく提供できるサービス提供体制を構築し運営。 ・基幹相談支援センター（中核拠点）の設置 ・基幹相談支援センター（地域拠点）の設置	障がい福祉課	
					地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センター2か所（サブセンター5か所）及び老人介護支援センター27か所（24時間対応の相談窓口）を拠点に、高齢者の様々な問題について相談及び情報提供を実施する。	●総合相談件数：26,389件 （内訳）地域包括支援センター：21,222件 老人介護支援センター：5,167件	地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センター2か所（サブセンター5か所）及び老人介護支援センター27か所（24時間対応の相談窓口）を拠点に、高齢者の様々な問題について相談及び情報提供を実施する。	地域包括支援センター	
				介護予防事業の実施	高齢者が年齢を重ねても、自分らしく、健やかに生きがいを持って暮らすために、介護予防教室や講座を実施することで、介護予防の普及啓発を行う。	・元気アップ教室（介護予防教室） 参加者350人（前期13教室、後期16教室） ・フレイル予防講座 参加者637人（65歳からの健康づくり講座、市政出前ふれあいトーク、高齢者の居場所）	高齢者が年齢を重ねても、自分らしく、健やかに生きがいを持って暮らすために、介護予防教室や講座を実施することで、介護予防の普及啓発を行う。	長寿福祉課	
				高齢者の権利擁護等の推進など	高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の人権や財産を守るための支援を関係機関と連携を図りながら権利擁護事業を実施する。地域連携ネットワークの中核機関を設置し、必要な人に支援が届くよう周知啓発や成年後見制度の利用促進に取り組む。	●成年後見制度に関する相談 成年後見制度 延件数：1,778件、実人数：430件 成年後見制度市長申し立て件数：20件 その他の申し立て：67件	高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の人権や財産を守るための支援を関係機関と連携を図りながら権利擁護事業を実施する。地域連携ネットワークの中核機関を設置し、必要な人に支援が届くよう周知啓発や成年後見制度の利用促進に取り組む。	地域包括支援センター	
			就業促進、社会参画促進のための支援	高齢者等を対象とした講座の開催	おおむね65歳以上の市民を対象に、瓦町健康ステーションで講座を開催し、高齢者の介護予防や健康づくりを推進する。	・瓦町健康長寿講座 全20回 ・瓦町健康ステーション講座 全32回	おおむね65歳以上の市民を対象に、瓦町健康ステーションで講座を開催し、高齢者の介護予防や健康づくりを推進する。	長寿福祉課	
				老人クラブの活動支援	地域社会において高齢者自身が健全で豊かな生活や生きがいを高め、高齢者福祉の増進に役立てることを目的とする高齢者の自主的な組織であり、「高松いきいき大学」や「指導者研修会」の開催を支援することにより、高齢者の健康と福祉の増進、社会参加を促進する。	・高松いきいき大学 5月開講～翌年2月修了 87人が修了した。 ・指導者研修会 6月18日に開催し、159人が参加した。	地域社会において高齢者自身が健全で豊かな生活や生きがいを高め、高齢者福祉の増進に役立てることを目的とする高齢者の自主的な組織であり、「高松いきいき大学」や「指導者研修会」の開催を支援することにより、高齢者の健康と福祉の増進、社会参加を促進する。	長寿福祉課	
				シルバー人材センターの運営支援	円滑な運営を促進するため、補助金の交付を行うことにより、高齢者の社会活動への参加と生きがい創出の促進を図る。	補助金交付額：16,792千円	円滑な運営を促進するため、補助金の交付を行うことにより、高齢者の社会活動への参加と生きがい創出の促進を図る。	長寿福祉課	
				就労に向けた訓練や機会の提供など	・「障がい者就労の場」雇用創出事業（高松中央商店街空き店舗活用）1事業所 ・「障がい者就労訓練の場」創出事業（公共施設内） 訓練参加者数 36人	・「障がい者就労の場」雇用創出事業（高松中央商店街空き店舗活用）1事業所、障がい者雇用3人 ・「障がい者就労訓練の場」創出事業（公共施設内） 訓練者数 延べ477人	・「障がい者就労の場」雇用創出事業（高松中央商店街空き店舗活用）1事業所 ・「障がい者就労訓練の場」創出事業（公共施設内） 訓練参加者数 38人	障がい福祉課	

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本目標	主要プラン	施策の方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	10	2	高齢者、障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築	介護保険サービスの充実(再掲)	・居宅、施設サービス事業者等に対する運営指導を実施する。 - 施設(特養、老健等):10件 - 居宅(通所、訪問介護等):56件 - 地域密着型(グループホーム等):8件 ・一定の研修を受けた介護サービス相談員を介護サービス事業所等に派遣し、介護サービスの質的な向上を図る。 ・第9期高松市高齢者保健福祉計画に基づき、サービス基盤の充実を図るため、事業者の公募を行う。 ・介護保険サービスのひとつである住宅改修費給付事業について下記のとおり計画する。 - 月平均利用件数 約140件 - 平均介護給付費支給額 約78,500円 ・介護老人福祉施設等の入所(居)待機者・空き状況等を情報収集するとともに、市ホームページに掲載する。また、介護保険に係る制度や保険料等について、市ホームページへの掲載、広報誌により周知する。	・居宅、施設サービス事業者等に対する運営指導を実施した。 - 施設(特養、老健等):15件 - 居宅(通所、訪問介護等):52件 - 地域密着型(グループホーム等):11件 ・12人の介護サービス相談員を、介護サービス事業所18事業所に派遣した。 ・第9期高松市高齢者保健福祉計画に基づき、「介護医療院」及び「地域密着型特定施設入居者生活介護」の公募を行った。 ・介護保険サービスのひとつである住宅改修費給付事業について下記のとおり実施した。 - 月平均利用件数 約137件 - 平均介護給付費支給額 約73,500円 ・介護老人福祉施設等の入所(居)待機者・空き状況等を情報収集するとともに、市ホームページに掲載し、内容を毎月更新した。また、介護保険に係る制度や保険料等について、市ホームページへの掲載、広報誌により周知した。	・居宅、施設サービス事業者等に対する運営指導を実施する。 - 施設(特養、老健等):20件 - 居宅(通所、訪問介護等):60件 - 地域密着型(グループホーム等):20件 ・一定の研修を受けた介護サービス相談員を介護サービス事業所等に派遣し、介護サービスの質的な向上を図る。 ・介護保険サービスのひとつである住宅改修費給付事業について下記のとおり計画する。 - 月平均利用件数 約142件 - 平均介護給付費支給額 約77,000円 ・介護老人福祉施設等の入所(居)待機者・空き状況等を情報収集するとともに、市ホームページに掲載する。また、介護保険に係る制度や保険料等について、市ホームページへの掲載、広報誌により周知する。	介護保険課
				高齢者居場所づくり事業の実施	高齢者が気軽に集える居場所の開設・運営を行う個人又は団体に対し、助成金を交付することにより、介護予防や健康づくりを推進する。	高齢者居場所づくり事業における居場所数185か所	高齢者が気軽に集える居場所の開設・運営を行う個人又は団体に対し、助成金を交付することにより、介護予防や健康づくりを推進する。	長寿福祉課
				高松あんしん通報サービス事業の実施	一人暮らし障がい者等に緊急通報システムに係るサービスを提供し、生活における不安の軽減や急病、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	・利用件数16件	一人暮らし障がい者等に緊急通報システムに係るサービスを提供し、生活における不安の軽減や急病、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	障がい福祉課
					一人暮らし高齢者等に緊急通報システムに係るサービスを提供し、生活における不安の軽減や急病、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	あんしん通報装置設置件数1,062件	一人暮らし高齢者に緊急通報システムに係るサービスを提供し、生活における不安の軽減や急病、災害その他緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	長寿福祉課
				高齢者・障がい者等の虐待防止	・一時保護のための居室の確保 3施設 ・障害者虐待対応協力者会議 1回	・一時保護のための居室の確保 3施設 ・障害者虐待対応協力者会議 1回	・一時保護のための居室の確保 3施設 ・障害者虐待対応協力者会議 1回	障がい福祉課
				高齢者・障がい者等の虐待防止	高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の人権や財産を守るための支援を関係機関と連携を図りながら権利擁護事業を実施する。	●権利擁護に関する相談・支援 高齢者虐待 延件数:752件、実人数:35件 成年後見制度 延件数:1,778件、実人数:430件 日常生活自立支援事業 延件数:83件、実人数:16件	高齢者が安心して暮らせるよう、高齢者の人権や財産を守るための支援を関係機関と連携を図りながら権利擁護事業を実施する。	地域包括支援センター
				民生委員・児童委員との連携強化	各種研修を通じ、事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨くなど、民生委員・児童委員の資質向上を図る。(研修回数 年7回) また、毎月開催される高松市民生委員児童委員連盟理事会及び各地区民生委員児童委員協議会を通じて、関係機関との情報共有を図る。	各種研修を通じ、事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨くなど、民生委員・児童委員の資質向上を図る。(研修回数 年7回実施) また、毎月開催される高松市民生委員児童委員連盟理事会及び各地区民生委員児童委員協議会を通じて、関係機関との情報共有を図った。	各種研修を通じ、事例研究や話し合いを重ね、緊急時対応の判断力を磨くなど、民生委員・児童委員の資質向上を図る。(研修回数 年8回) また、毎月開催される高松市民生委員児童委員連盟理事会及び各地区民生委員児童委員協議会を通じて、関係機関との情報共有を図る。	地域共生社会推進課
				認知症サポーター養成講座の開催	認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域で認知症の人を支える取り組みとして、地域、企業、学校等に対して認知症サポーター養成講座を実施する。	●認知症サポーター養成講座開催数:93回 ●認知症サポーター数:3,078人	認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域で認知症の人を支える取り組みとして、地域、企業、学校等に対して受講の啓発を行い、認知症サポーター養成講座を実施する。	地域包括支援センター

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	10	2	高齢者、障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる社会基盤の構築	複合的な課題を抱えた世帯の支援	・「参加支援事業」について対象者との信頼関係を時間をかけて構築し、オーダーメイドの支援プランを作成して、社会参加を支援するほか、地域の社会資源の開発を行う。 ・「まるごと福祉相談員」を市内全域に配置し、課題を抱えた世帯等を訪問し、支援コーディネート等を行う。 ・本庁、総合センターに、分野別の縦割りを超えた福祉の総合相談窓口として、「つながる福祉相談窓口」を設置し、相談支援を行う。	・参加支援事業 受入可能機関数 83件 相談対応人数 128人 支援プラン策定人数 14人 ・まるごと福祉相談員 アウトリーチ件数 13,678件 アウトリーチプラン策定人数 18人 連携機関数 46機関 多機関協働プラン策定人数 30人 ・つながる福祉相談窓口 相談受付人数 177人	・「参加支援事業」について対象者との信頼関係を時間をかけて構築し、オーダーメイドの支援プランを作成して、社会参加を支援するほか、地域の社会資源の開発を行う。 ・「まるごと福祉相談員」を市内全域に配置し、課題を抱えた世帯等を訪問し、支援コーディネート等を行う。 ・本庁、総合センターに、分野別の縦割りを超えた福祉の総合相談窓口として、「つながる福祉相談窓口」を設置し、相談支援を行う。	地域共生社会推進課
			11. 生涯を通じた健康づくり					
Ⅲ	11	1	1.ライフステージに応じた健康支援					
			若い世代における健康・性に関する理解の促進	エイズなど性感染症に関する啓発活動	エイズを含む性感染症に関する啓発を行う。 ・高等学校等に健康教育を実施。 ・IKODE瓦町、高等学校文化祭等で啓発展を実施。 ・市政出前ふれあいトーク申請者等、対象者に併せた健康教育や啓発を実施する。	・高校生に対しての啓発 259人 エイズなど性感染症に関する健康教育の実施 ・高等学校文化祭での啓発 市内3校 啓発パネルやリーフレットの設置 性感染症についてのクイズの実施 啓発グッズの配布 ・IKODE瓦町等の来所者への啓発 11/25（月）～12/2（月）に啓発パネルやリーフレット、啓発グッズの設置 ・市政出前ふれあいトーク時にエイズについての啓発グッズの配布	エイズを含む性感染症に関する啓発を行う。 ・高等学校等に健康教育を実施 ・市政出前ふれあいトーク申請者等、対象者に併せた健康教育や啓発を実施 ・IKODE瓦町、高等学校文化祭等で啓発展を実施	感染症対策課
				学校教育における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導	・学習指導要領に基づき、保健教育を通じて飲酒・薬物乱用防止に関する指導を行う。 ・薬物乱用防止教室の開催を推進する。	・飲酒・薬物乱用防止教育に加え、中学校では、医薬品の正しい使用についての学習も取り入れられている。 ・令和6年度においても、中学校23校で薬物乱用防止教室を開催した。	・学習指導要領に基づき、保健教育を通じて飲酒・薬物乱用防止に関する指導を行う。 ・薬物乱用防止教室の開催を推進する。	保健体育課
				学校教育におけるエイズ及び性感染症予防のほか性に関する指導	学習指導要領に基づいた性教育を推進し、年間指導計画に位置付けて、指導内容や教材の取り扱いについて、学校や学年全体で検討して決定するように努める。さらに地域・保護者への理解を促すよう努める。	・学習指導要領に基づいた性教育を推進し、年間指導計画を作成している小学校：85.7%、中学校：54.2%であった。 ・指導内容や教材の取り扱いについて、学校や学年全体で検討して決定している小学校：83.7%、中学校：50.0%であった。	学習指導要領に基づいた性教育を推進し、年間指導計画に位置付けて、指導内容や教材の取り扱いについて、学校や学年全体で検討して決定するように努める。さらに地域・保護者への理解を促すよう努める。	保健体育課
			健康づくりの推進	メンタル面の健康づくりを目的とした講座等の開催	心と体を癒す講座を開催し、心とからだの健康啓発を行う。	心と体を癒す講座として「こころとからだの健康講座」を開催し、心とからだの健康啓発を行った。 「安らぐ楽しむヨーガ」参加人数：24人 「こうじサプリメントと知る」参加人数：10人 「癒しのリラクゼーション」参加人数：9人 「音楽とともにセルフケア」参加人数：10人	心と体を癒す講座を開催し、心とからだの健康啓発を行う。	人権・男女共同参画推進課
					誰もがかかる可能性のあるこころの病気について、正しい知識と理解を得るために、こころの健康セミナーを開催する。年7回開催予定。	（こころの健康セミナー） ①統合失調症について 参加者41人 ②思春期青年期の発達障害 参加者34人 ③境界性パーソナリティ障害 参加者50人 ④気分障害の対応 参加者54人 ⑤ひきこもりの理解と対応について 参加者46人 ⑥日常生活に潜むトラウマ 参加者38人 ⑦若年化する依存症 参加者35人	誰もがかかる可能性のあるこころの病気について、正しい知識と理解を得るために、こころの健康セミナーを開催する。年7回開催予定。	健康づくり推進課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	11	1	健康づくりの推進	健康相談、各種健康診査、がん検診等の実施	生活習慣病の発症予防と重症化予防を図るため、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診や健康相談や健康診査を継続する。また、HPやSNS等を活用し、健康に関する正しい知識の普及に取組む。	対象者に受診券を送付し、がん検診を実施。集団検診については受診しやすい体制としてWeb予約を導入した。また、地域や職域における生活習慣病予防の普及啓発や重症化予防のために健康相談や健康教育を実施した。 ・がん検診受診率（市民の健康づくりに関する調査結果より本市が行うがん検診を受診した市民の割合）63.5% ・健康相談参加者：3,090人 ・健康教育参加者：10,527人	生活習慣病の発症予防と重症化予防を図るため、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診や健康相談や健康診査を継続する。また、HPやSNS等を活用し、健康に関する正しい知識の普及に取組む。	健康づくり推進課
				食育啓発、自殺予防啓発事業の推進	（食育フェスタ（食育啓発）の実施） 内容：食育関係課や食育関係団体と連携し、パネル展示や食育イベント等を開催し、食育の推進を図る。 （自殺予防啓発事業） 自殺対策として、自殺の背景や原因の多くを占める健康問題等の理解のため広く市民に健康教育を行う。若者については文化祭等を中心に、さらに職員に向けての研修を実施し、ゲートキーパーの啓発や相談技術のスキルアップを図る。ひきこもりサポーター派遣事業も実施する。	（食育フェスタ（食育啓発）の実施） 食育関係課や食育関係団体と連携し、6月の食育月間に食育フェスタ（パネル展示や食育体験イベント）を開催し、食育啓発を実施した。参加者211名（クイズラリー参加者数） （自殺予防啓発事業） ・若者に対して、中・高校文化祭での啓発を3回実施、市内中学3年生にこころの体温計カードを配布した。 ・自殺に関連する相談に従事する職員向けの研修や新規採用職員に対してのメンタルヘルスの研修を実施した。 ・ひきこもり状態の方とその家族に対して、ひきこもりサポーターの派遣、ひきこもり当事者の居場所の提供、相談窓口において相談や情報提供を実施した。	（食育フェスタ（食育啓発）の実施） 内容：食育関係課や食育関係団体と連携し、パネル展示や食育イベント等を開催し、食育の推進を図る。 （自殺予防啓発事業） 自殺対策として、自殺の背景や原因の多くを占める健康問題等の理解のため、健康教育等で普及啓発を実施する。 ひきこもり対策事業の実施。	健康づくり推進課
				高松スポーツカーニバル等の開催	市民の誰もが気軽に楽しくスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう市民総参加のイベント「高松スポーツカーニバル」、「トリムの祭典」、「高松スポーツ・健康感謝祭」を開催する。	●スポーツカーニバル 5/19「およぐ」「あるく」「たいけんする」など6つのテーマに沿って15種目で開催し、延べ2,346名が参加した。 ●トリムの祭典 10/14(月・スポーツの日) ・高松市立中央公園でニュースポーツ体験、健康チェック等を実施。 ・中央公園周辺でウォーキング・サイクリングイベントを実施。 ・合計で延べ5,713人が参加。 ●高松スポーツ・健康感謝祭 2/25(日) ・高松市総合体育館でバレーボール教室やスケートボード体験など各種スポーツ体験を実施。 ・福岡町プールでプールの無料開放・SUP、屋島周辺でウォーキングを実施。 ・延べ4,640人が参加。	市民の誰もが気軽に楽しくスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう市民総参加のイベント「高松スポーツカーニバル」、「トリムの祭典」、「高松スポーツ・健康感謝祭」を開催する。	スポーツ振興課
				地域との連携による健康づくり研修会等の実施	地域において自主的に介護予防等の活動を行う「元気を広げる人」を育成するとともに、地域に講師を派遣して学習会を開催することなどにより、地域での介護予防活動を支援する。	・元気を広げる人養成講座 修了者22名 ・元気を広げる人フォローアップ事業12回 参加者167人 ・伝達講習会5回 参加者93人 ・元気を広げる人のボランティア活動2,353回	地域において自主的に介護予防等の活動を行う「元気を広げる人」を育成するとともに、地域に講師を派遣して学習会を開催することなどにより、地域での介護予防活動を支援する。	長寿福祉課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	11	1	健康づくりの推進	地域との連携による健康づくり研修会等の実施	保健委員会連絡協議会と協働し、全体研修会及び市内7つの各ブロック研修会を開催、保健委員会だよりの発行等、主体的に健康づくりを推進する。 若者に献血行動を促すため「市民献血の日」キャンペーンを実施する。また、大学等にポスター掲示を依頼する。	・保健委員会連絡協議会と協働し、全体研修会を2回開催。参加者163名。7つの各ブロックで研修会を開催し、参加者328名。 ・保健委員会だよりの発行（地区の状況に応じて世帯配布又は回覧）。 ・若者に献血行動を促すために、1月・3月の「市民献血の日」に合わせ、献血ルーム『オリブ』での献血協力者へ粗品を配布（計7回、700個配布）することで、献血事業の推進に取り組んだ。7日間の献血者数479名。また、このキャンペーンのポスター掲示を、献血学生ボランティアLOVERS所属学校6校に依頼した。	保健委員会連絡協議会と協働し、全体研修会及び市内7つの各ブロック研修会を開催、保健委員会だよりの発行等、主体的に健康づくりを推進する。 若者に献血行動を促すため「市民献血の日」キャンペーンを実施する。また、大学等にポスター掲示を依頼する。	健康づくり推進課
				65歳からのプラチナ世代元気応援事業の実施	高齢者が自立した日常生活をより快適に過ごすために必要な足腰の筋力を維持するため、貯筋運動教室の開催団体等に補助を行い、身近な場所で運動教室に参加できる環境づくりを行う。	・貯筋運動教室新規開設数 3教室 参加者61人	高齢者が自立した日常生活をより快適に過ごすために必要な足腰の筋力を維持するため、貯筋運動教室の開催団体等に補助を行い、身近な場所で運動教室に参加できる環境づくりを行う。	長寿福祉課
				新型コロナウイルス感染症まん延予防のための啓発活動	新型コロナウイルス感染症については、他の感染症と同様に取り扱い、特化した事業は廃止。	廃止済み	廃止済み	感染症対策課
		心身の健康を支える体制の充実	こころの健康相談事業の実施	こころの健康相談（こころの病気、アルコール、薬物問題、ひきこもり等の相談）として、電話、来所、訪問での相談を実施する。また、医師によるこころの一般相談及び思春期相談を実施する。	（こころの健康相談） ・電話相談 6,404件 ・来所相談 481件 ・訪問相談 717件（医師の相談） ・一般相談 1件 ・思春期相談 1件	こころの病気、アルコール、ひきこもり等のこころの健康に関する相談を、電話、来所、訪問にて実施する。また、医師によるこころの一般相談及び思春期相談を実施する。	健康づくり推進課	
			エイズなど性感染症に関する相談事業の実施	性感染症（エイズを含む）に関する相談 ・電話や来所にて相談事業を実施 ・HIV抗体検査実施時に個別相談を実施	性感染症（エイズ含む）相談・検査件数 相談数：52件 HIV抗体検査数：37件	性感染症（エイズを含む）に関する相談・検査 ・電話や来所にて相談事業を実施 ・HIV抗体検査時、希望者に梅毒抗体検査を実施 ・検査実施時に個別相談を実施	感染症対策課	
2. 妊娠・出産期における健康支援								
Ⅲ	11	2	健康管理の充実	妊娠期からの子育て世代包括支援事業の実施	こども家庭センターと保健ステーションにおいて、妊娠期から子育て期に渡って、切れ目ない支援を行う。妊産婦及びその家族が安心して妊娠、出産及び子育てができる環境を整え、関係機関等との連携及び協力による総合的な支援につなげるため、高松市こども家庭センター（母子保健）ネットワーク会議（全体会議2回、エリア会議4回）を行う。	こども家庭センターと保健ステーションにおいて、妊娠期から子育て期に渡って、相談や訪問等で切れ目ない支援を行った。 母子事務所相談件数 17,509件（R5 17,834件） 母子訪問件数 7,558件（R5 7,521件） 高松市こども家庭センター（母子保健）ネットワーク会議 全体会議2回、エリア会議4回開催	こども家庭センターと保健ステーションにおいて、妊娠期から子育て期に渡って、切れ目ない支援を行う。妊産婦及びその家族が安心して妊娠、出産及び子育てができる環境を整え、関係機関等との連携及び協力による総合的な支援につなげるため、高松市こども家庭センター（母子保健）ネットワーク会議（全体会議2回、エリア会議4回）を行う。	健康づくり推進課
				母子健康手帳交付に伴う諸制度の普及啓発	妊婦からの妊娠届け出に基づき、母子健康手帳や母子保健ガイドブック等を交付し、妊娠・出産・育児に係る諸制度について説明し、必要な制度の利用を促進する。	妊婦からの妊娠届け出に基づき、母子健康手帳や母子保健ガイドブック等を交付し、妊娠・出産・育児に係る諸制度について説明し、必要な制度の利用を促進した。 母子健康手帳発行数 2,833人	妊婦からの妊娠届け出に基づき、母子健康手帳や母子保健ガイドブック等を交付し、妊娠・出産・育児に係る諸制度について説明し、必要な制度の利用を促進する。	健康づくり推進課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	11	2	健康管理の充実	はじめてのパパママ教室、相談事業の実施	(はじめてのパパママ教室) ・はじめての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう、父親の育児参加を促進する(妊婦の疑似体験、沐浴実習、衣類の着せ替え等)。年48回開催(多胎児支援事業さくらんぼ教室マタニティ編) ・多胎児を迎える妊婦を対象に、妊娠中の生活や育児についての講義と実習や先輩ママの体験談を聞く機会を設け、出産・育児の不安を解消する。年4回開催	(はじめてのパパママ教室) 年48回開催、参加者数1,127人 (多胎児支援事業さくらんぼ教室マタニティ編) 年4回開催 参加者数19人	(はじめてのパパママ教室) ・はじめての出産を迎える妊婦とそのパートナーを対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう、父親の育児参加を促進する(妊婦の疑似体験、沐浴実習、衣類の着せ替え等)。年48回開催 (多胎児支援事業さくらんぼ教室マタニティ編) ・多胎児を迎える妊婦を対象に、妊娠中の生活や育児についての講義と実習や先輩ママの体験談を聞く機会を設け、出産・育児の不安を解消する。年4回開催	健康づくり推進課
				妊婦訪問指導、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査の実施	(妊婦訪問指導) 妊娠・産後育児に対する不安等を解消するとともに、妊娠期から子育て期において母子保健コーディネーター主体で切れ目ない支援を継続する。 (妊婦健康診査) 母体と児の疾病予防と健康状態を確認し、健康の保持増進に必要な保健上の注意や助言を与え、日々の生活において、保健上の守るべき事項を指示、指導する。 (妊産婦歯科健康診査) 妊娠時より、歯科健診に関し受診勧奨を実施し、妊婦及び産婦の歯科健康診査を行うことにより、妊婦及び産婦の口腔保健の増進を図る。	(妊婦訪問指導) 妊婦・産婦を対象に保健師、助産師が訪問し、妊娠期の健康管理と出産に関する支援を行った。 保健師訪問指導 妊婦69人 産婦1,059人 助産師訪問指導 (香川県助産師会) 妊婦 3人 産婦1,563人 (妊婦健康診査) 受診妊婦人員31,146人(再掲 助産所353人) (妊産婦歯科健康診査) 市内の歯科医療機関で診察・口腔保健指導を行った。 受診人員 1,497人	(妊婦訪問指導) 妊娠・産後育児に対する不安等を解消するとともに、妊娠期から子育て期において母子保健コーディネーター主体で切れ目ない支援を継続する。 (妊産婦健康診査) 母体と児の疾病予防と健康状態を確認し、健康の保持増進に必要な保健上の注意や助言を与え、日々の生活において、保健上の守るべき事項を指示、指導する。 (妊産婦歯科健康診査) 妊娠時より、歯科健診に関し受診勧奨を実施し、妊婦及び産婦の歯科健康診査を行うことにより、妊婦及び産婦の口腔保健の増進を図る。	健康づくり推進課
				産後ケア事業の実施	産後ケアを必要とする者を対象に、委託先の助産所等において母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行う。 委託先 ばっこ助産所 ki:no助産院 サンフラワーマタニティクリニック みゆき助産院	出産後の身体機能の回復や育児等に不安を持つ産婦及びその乳児を対象に、委託先の助産所等において母体の保護や育児等についての保健指導を行った。 委託先: 宿泊6施設、通所7施設 宿泊型: 103人 通所型: 494人	産後ケアを必要とする者を対象に、委託先の助産所等において母子に対して心身のケアや育児のサポート等の支援を行う。 委託先: 宿泊12施設、通所15施設	健康づくり推進課
				不妊治療に対する助成、相談事業の実施	妻の年齢が42歳以下である夫婦が受けた体外受精・顕微授精(生殖補助医療)の治療及び男性不妊治療について、治療費の一部を助成する。また、先進医療の対象となる不育症検査を受けた人に対し、検査費の一部を助成するほか、保険適用外の不育症治療や検査を受けた人に対する助成事業を新たに実施する。	妻の年齢が42歳以下の夫婦が受けた体外受精・顕微授精(生殖補助医療)の治療及び男性不妊治療に対して助成を行う「高松市このとり応援事業」を実施した。また、先進医療の対象となる不育症検査を受けた人に対し、検査費の一部を助成したほか、新たに、保険適用外の不育症治療や検査を受けた人に対する助成事業を新たに実施した。 さらに、不妊治療と仕事の両立支援を図るため「たかまつ労政だより」のほか市ホームページにも新たに支援関連情報を掲載し、事業主等への啓発に取り組んだ。 ・給付延べ件数 このとり応援事業 355件 不育症治療費等助成 3件	妻の年齢が42歳以下である夫婦が受けた体外受精・顕微授精(生殖補助医療)の治療及び男性不妊治療について、治療費の一部を助成する。また、先進医療の対象となる不育症検査を受けた人に対し、検査費の一部を助成するほか、保険適用外の不育症治療や検査を受けた人に対する助成を実施する。	健康づくり推進課

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」事業実施状況等調査票

資料3-1

施策体系			施 策	主な取組	令和6年度		令和7年度	担当課
基本 目標	主要 プラン	施策の 方向性			事業計画	事業実績	事業計画	
Ⅲ	11	2	周産期医療や救急医療体制の充実	在宅当番医制、病院群輪番制病院運営事業の実施	・在宅当番医制 地区医師会に委託し、各医師会調整の下、休日（日曜・祝祭日）に当番制で休日診療を行うことにより、休日における初期救急医療の確保を図る。 ・病院群輪番制病院運営事業 輪番病院の運営・調整に係る費用に対して助成を行うことにより、夜間における重症患者の受入体制の確保を図る。	・在宅当番医制 実施日：休日 （原則9：00～18：00） 実施日数：71日 受診者数：29,720人（国分寺町含む） ・病院群輪番制病院運営事業 実施日数：365日 受診者数：4,016人 （補助対象外のため県立中央病院を除く）	・在宅当番医制 地区医師会に委託し、各医師会調整の下、休日（日曜・祝祭日）に当番制で休日診療を行うことにより、休日における初期救急医療の確保を図る。 ・病院群輪番制病院運営事業 輪番病院の運営・調整に係る費用に対して助成を行うことにより、夜間における重症患者の受入体制の確保を図る。	保健医療政策課
				夜間急病診療所の運営	（一社）高松市医師会を指定管理者として、夜間急病診療所の運営を行うことにより、夜間における初期救急医療の確保を図る。	実施日数：365日 受診者数：11,775人 （内科：5,846人、小児科：5,665人、耳鼻咽喉科：118人、眼科：146人）	（一社）高松市医師会を指定管理者として、夜間急病診療所の運営を行うことにより、夜間における初期救急医療の確保を図る。	保健医療政策課
				産科医等の確保支援	医療施設が産科医と助産師に支給する分娩手当に係る費用の一部を助成することにより、処遇改善を通して産科医等の確保を図る。	対象施設：3施設 対象医師・助産師：38人 分娩件数：513件	医療施設が産科医と助産師に支給する分娩手当に係る費用の一部を助成することにより、処遇改善を通して産科医等の確保を図る。	保健医療政策課